

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年4月16日
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 将志
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【電話番号】	(03)6271 - 8920 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目7番20号
【電話番号】	(03)6271 - 8920 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長 服部 聡昌
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式、新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）及び新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 109,993,700円 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 500,000,000円 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 180,000,000円 第4回新株予約権 2,564,730円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 1,763,679,330円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,067,900株	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式です。 また、1単元の株式数は、100株です。

(注) 1 上記普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行は、2026年4月16日(以下「発行決議日」といいます。)開催の当社取締役会において決議されております。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,067,900株	109,993,700	54,996,850
一般募集			
計(総発行株式)	1,067,900株	109,993,700	54,996,850

(注) 1 本有価証券届出書による本株式に係る募集(以下「本株式第三者割当」といいます。)は、第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額は、54,996,850円です。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
103	51.5	100株	2026年5月7日		2026年5月7日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 当社は、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund(以下「LCAO」といいます。)、MAP246 Segregated Portfolio(以下「MAP246」といいます。)及びBEMAP Master Fund Ltd.(以下「BEMAP」といいます、LCAO及びMAP246と併せて、個別に又は総称して「本株式の割当予定先」といいます。)との間で本有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約書を締結する予定です。払込期日までに本株式の割当予定先との間で総数引受契約書を締結しない場合は、本株式第三者割当に係る割当は行われないこととなります。

3 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

4 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、総数引受契約書を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ニチリョク 経営管理部	東京都中央区八重洲一丁目7番20号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 高円寺支店	東京都杉並区高円寺南四丁目27番12号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ニチリョク第1回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金500,000,000円
各社債の金額(円)	金12,500,000円の1種。各社債の口数は40口とし、第1回C B社債(以下に定義する。)は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。
発行価額の総額(円)	金500,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円 但し、第1回転換社債型新株予約権(以下に定義する。)と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	年率0.5%
利払日	2026年11月7日を第1回利払日として、その後毎年5月7日及び11月7日
利息支払の方法	<p>1 第1回C B社債の利息は、株式会社ニチリョク第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第1回新株予約権付社債」といい、その社債部分を「第1回C B社債」といい、その新株予約権部分を「第1回転換社債型新株予約権」という。)の払込期日の翌日から満期償還日(但し、繰上償還される場合は繰上償還日)までこれを付するものとし、2026年11月7日を第1回の利払日としてその日(同日を含む。)までの分を支払い、その後毎年5月7日及び11月7日(但し、繰上償還される場合には、繰上償還日)(以下「利払日」という。)に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日(同日を含む。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、その日までの半年分を支払う。但し、半年分に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。</p> <p>2 利払日が銀行休業日に当たるときは、その支払いを当該利払日の直前の銀行営業日に繰り上げるものとする。</p> <p>3 第1回転換社債型新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各第1回C B社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。</p> <p>4 償還期日後は利息を付さない。但し、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本について、償還期日の翌日(同日を含む。)から弁済の提供がなされた日(同日を含む。)までの期間につき、年14.0%の利率による遅延損害金を付するものとする。</p>
償還期限	2031年5月7日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 但し、繰上償還の場合は、本欄第2項第(2)号に定める金額による。</p> <p>2 償還の方法及び期限 (1) 第1回C B社債は、2031年5月7日(償還期限)にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。 (2) 繰上償還事由 組織再編行為による繰上償還 イ 組織再編行為(下記二( )に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下、本「4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「組織再編行為承認日」という。)において、承継会社等(下記二( )に定義する。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は第1回新株予約権付社債の社債権者(以下「第1回新株予約権付社債権者」という。)に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知の上、残存する第1回C B社債の全部(一部は不可)を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。</p>

	<p>ロ 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ(下記八に定義する。)が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。</p> <p>八 参照パリティは、本「4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、以下に定めるところにより決定された値とする。</p> <p>( ) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合  当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額(別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)</p> <p>( ) ( ) 以外の場合  会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日(決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。以下同じ。)に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号、第(2)号及び第(5)号に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。</p> <p>二 それぞれの用語の定義は、本「4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において以下のとおりとする。</p> <p>( ) 組織再編行為  当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により第1回CB社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。</p> <p>( ) 承継会社等  当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、第1回CB社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。</p> <p>ホ 当社は、本号イに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。</p>
--	--

## 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

- イ 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、第1回新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する第1回C B社債の全部（一部は不可）を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。
- ロ 本号 及び の両方に従って第1回C B社債の償還を義務付けられる場合、本号 の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号 に基づく通知が行われた場合には、本号 の手続が適用される。

## スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下、本「4 新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）」において「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、第1回新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14銀行営業日目以降30銀行営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する第1回C B社債の全部（一部は不可）を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

## 支配権変動事由による繰上償還

- イ 第1回新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（下記ロに定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する第1回C B社債の全部又は一部を、本号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。
- ロ 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

## 社債権者の選択による繰上償還

- イ 第1回新株予約権付社債権者は、2030年5月7日（但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由（下記ロに定義する。）が生じた場合には、当該事由が生じた日）以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の20銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する第1回新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

	<p>□ 「財務制限条項抵触事由」とは、当社の2027年3月期以降の単体の通期の損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の2027年3月期以降の各事業年度末日における単体の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前事業年度末日における単体の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合をいう。</p> <p>上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還</p> <p>イ 第1回新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等(下記□に定義する。)が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の12銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する第1回新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>□ 「上場廃止事由等」とは、本「4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が第1回新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。</p> <p>(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 買入消却</p> <p>(1) 当社及びその子会社(下記第(3)号に定義する。)は、第1回新株予約権付社債権者と合意の上、随時第1回新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。</p> <p>(2) 当社又はその子会社が第1回新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により(当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該第1回新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該第1回新株予約権付社債に係る第1回C B社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該第1回新株予約権付社債に係る第1回転換社債型新株予約権は消滅する。</p> <p>(3) 「子会社」とは、本「4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、全ての第1回新株予約権付社債をG P上場企業出資投資事業有限責任組合(以下「G Pファンド」又は「第1回C Bの割当予定先」といいます。)に割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	2026年5月7日
申込取扱場所	株式会社ニチリョク 経営管理部 東京都中央区八重洲一丁目7番20号
払込期日	2026年5月7日 第1回新株予約権付社債の割当日は2026年5月7日とする。
振替機関	該当事項なし。
担保	第1回新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、第1回新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	当社は、第1回新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、第1回新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、第1回新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。上記に基づき第1回新株予約権付社債に担保権を設定する場合、第1回C B社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし。
----------------	---------

- (注) 1 第1回新株予約権付社債の発行(以下「第1回C B第三者割当」といいます。)は、発行決議日開催の当社取締役会において決議されております。
- 2 社債管理者の不設置  
第1回新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されません。
- 3 期限の利益喪失に関する特約  
当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに第1回C B社債につき期限の利益を喪失するものとします。
- (1) 上記「償還の方法」欄の規定に違背したとき。
  - (2) 上記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
  - (3) 当社が第1回新株予約権付社債権者との間で第1回新株予約権付社債の買取りに関して締結した契約の重要な事項に違背し、第1回新株予約権付社債権者からは是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
  - (4) 第1回C B社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。但し、当該社債の金額(邦貨換算後)が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。
  - (5) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。
  - (6) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。
  - (7) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- 4 第1回新株予約権付社債の社債権者に対する通知の方法  
第1回新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行います。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各第1回新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができます。
- 5 社債権者集会に関する事項
- (1) 第1回C B社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに第1回C B社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知します。
  - (2) 第1回C B社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
  - (3) 第1回C B社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる第1回C B社債を有する第1回新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができます。
- 6 第1回新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

## (新株予約権付社債に関する事項)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 第1回転換社債型新株予約権の行使請求(以下、本「4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「行使請求」という。)により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る第1回転換社債型新株予約権が付された第1回C B社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に従い転換価額が修正された場合には、第1回転換社債型新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。</p> <p>2 転換価額の修正基準 2026年11月7日、2027年11月7日及び2028年11月7日(以下、個別に又は総称して「第1回C B修正日」という。)において、第1回C B修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「第1回C B修正日価額」という。)が、第1回C B修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、第1回C B修正日以降、第1回C B修正日価額に修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 3回(2026年11月7日、2027年11月7日及び2028年11月7日に修正されることがある。)</p> <p>4 転換価額の下限等 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に従い修正される転換価額の下限は、60.5円(当初転換価額の55%)とする(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号乃至第(5)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)</p> <p>5 繰上償還条項等 本新株予約権付社債は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に従い、繰上償還されることがある。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。)。なお、当社の単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>第1回転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、本「4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された第1回転換社債型新株予約権に係る第1回C B社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、第1回転換社債型新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 第1回転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 (1) 第1回転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該第1回転換社債型新株予約権が付された各第1回C B社債を出資するものとする。 (2) 第1回転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各第1回C B社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額 (1) 各第1回転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる価額(以下、本「4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「転換価額」という。)は、当初110円(発行直前1か月平均株価の95%)とする。なお、転換価額は、次号及び次項第(1)号乃至第(5)号に定めるところに従い修正又は調整されることがある。</p>

(2) 2026年11月7日、2027年11月7日及び2028年11月7日(第1回C B修正日)において、第1回C B修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(第1回C B修正日価額)が、第1回C B修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、第1回C B修正日以降、第1回C B修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、本「4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、60.5円(当初転換価額の55%)をいう(但し、下限転換価額は次項第(1)号乃至第(5)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)

### 3 転換価額の調整

#### (1) 転換価額の調整

当社は、第1回新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「新株発行等による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

新株発行等による転換価額調整式により第1回新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 時価(第(3)号に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、2026年4月16日開催の当社の取締役会の決議に基づく当社普通株式の発行、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。
- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、第2回新株予約権付社債(下記「5 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債) 発行価格(円)」に定義する。以下同じ。)に付された新株予約権、第4回新株予約権及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- 二 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ホ 上記イ乃至二の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至二にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第1回転換社債型新株予約権の行使請求をした第1回転換社債型新株予約権を有する者（以下「第1回転換社債型新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により当該} \times \text{期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}} \times (\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額})$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 特別配当による転換価額の調整

当社は、第1回新株予約権付社債の発行後、下記に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下、本「4 新規発行新株予約権付社債（第1回無担保転換社債型新株予約権付社債）」において「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各第1回C社債の金額（金12,500,000円）当たりの第1回転換社債型新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- イ 「特別配当」とは、2031年5月1日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各第1回C社債の金額（金12,500,000円）当たりの第1回転換社債型新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

- ロ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(3) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日（但し、本項第(1)号ホの場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

	<p>新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本項第(1)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に当該株式分割により割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式での調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 本項第(1)号及び本項第(2)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。</p> <p>(5) 本項第(1)号及び本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第1回新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 前項第(2)号により転換価額の修正を行う場合、又は本項第(1)号乃至第(5)号により転換価額の調整を行うとき(下限転換価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を第1回新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金500,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第1回転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2 第1回転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 第1回転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 第1回転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>第1回転換社債型新株予約権者は、2026年5月8日から2031年5月1日(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定めるところにより、第1回C B社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前)までの間(以下、本「4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「行使期間」という。)、いつでも、第1回転換社債型新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、第1回転換社債型新株予約権は行使できないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。</p> <p>(1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)</p> <p>(2) 組織再編行為をするために第1回転換社債型新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、第1回転換社債型新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ第1回新株予約権付社債権者に通知する。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ニチリョク 経営管理部</p> <p>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</p>
新株予約権の行使の条件	各第1回転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。 なお、第1回転換社債型新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、当社と第1回C Bの割当予定先との間で締結される予定である第1回新株予約権付社債に係る引受契約(以下「第1回C B引受契約」という。)において、第1回新株予約権付社債の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要である旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	<p>1 第1回転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該第1回転換社債型新株予約権が付された各第1回C B社債を出資するものとする。</p> <p>2 第1回転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各第1回C B社債の金額と同額とする。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編行為を行う場合は、上記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき第1回新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第1回新株予約権付社債に付された第1回転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該第1回転換社債型新株予約権の所持人の有する第1回転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記第(1)号乃至第(10)号に掲げる内容のもの(以下、本「4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、第1回転換社債型新株予約権は消滅し、第1回C B社債に係る債務は承継会社等に承継され、第1回転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、第1回新株予約権付社債の要項の第1回転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する第1回新株予約権付社債の所持人が保有する第1回転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p>

- (3) 承継会社等の新株予約権の目的である株式の数  
 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、第1回新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号と同様の修正及び同欄第3項第(1)号乃至第(5)号と同様の調整に服する。  
 合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に第1回転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。  
 その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に第1回転換社債型新株予約権を行使した場合に第1回新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法  
 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各第1回C B社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各第1回C B社債の金額と同額とする。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間  
 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める第1回転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとし、上記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件  
 上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項  
 定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合  
 本欄の規定に準じて決定する。
- (10) その他  
 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における第1回新株予約権付社債の所持人は、第1回C B社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる第1回C B社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する第1回C B社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の第1回新株予約権付社債の所持人に対し、第1回転換社債型新株予約権及び第1回C B社債の代わりに交付できるものとする。

(注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由  
 下記「7 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権) (2)新株予約権の内容等 (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由」に記載のとおりです。

2 第1回C B社債に付された新株予約権の数

各第1回C B社債に付された第1回転換社債型新株予約権の数は1個とし、合計40個の第1回転換社債型新株予約権を発行します。

3 第1回転換社債型新株予約権の行使請求の方法

第1回転換社債型新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第1回転換社債型新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとします。

4 第1回転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に到達した日に発生します。

5 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

該当事項はありません。

6 第1回転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

第1回転換社債型新株予約権は、第1回C B社債に付されたものであり、第1回C B社債からの分離譲渡はできず、かつ第1回転換社債型新株予約権の行使に際して当該新株予約権に係る第1回C B社債が出資され、第1回C B社債と第1回転換社債型新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、第1回転換社債型新株予約権の価値と第1回C B社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、第1回転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととします。

7 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

8 第1回転換社債型新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について第1回C Bの割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、第1回C Bの割当予定先との間で2026年4月16日付で締結する予定の第1回C B引受契約において、当社は、払込期日(同日を含まない。)から2031年5月7日又は第1回C Bの割当予定先が当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、第三者に対して株式等の発行又は処分をしようとする場合(但し、当社の役職員を割当先としてストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合、当社の役職員を割当先として譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を交付する場合、第1回新株予約権付社債契約締結日時点で発行済の新株予約権の行使に基づき普通株式を交付する場合、第1回新株予約権付社債の転換に基づき普通株式を交付する場合、当社がLCAO、MAP246及びBEMAPとの間でそれぞれ締結する2026年4月16日付株式引受契約に基づき普通株式を発行する場合、本新株予約権引受契約に基づき発行する新株予約権の行使に基づき普通株式を交付する場合、又は当社がLCAO、MAP246及びBEMAPとの間でそれぞれ締結する2026年4月16日付新株予約権付社債引受契約に基づき発行する第2回新株予約権付社債の転換に基づき普通株式を交付する場合を除きます。)、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、第1回C Bの割当予定先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとし、第1回C Bの割当予定先がかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、第1回C Bの割当予定先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分することを合意する予定です。

9 当社の株券の売買について第1回C Bの割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

10 当社の株券の貸借に関する事項について第1回C Bの割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

11 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

## 5【新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ニチリョク第2回無担保転換社債型新株予約権付社債
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金200,000,000円
各社債の金額(円)	金10,000,000円の1種。各社債の口数は20口とし、第2回C B社債(以下に定義する。)は、各社債の金額を単位未満に分割することができない。
発行価額の総額(円)	金180,000,000円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金90円 但し、株式会社ニチリョク第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第2回新株予約権付社債」といい、その社債部分を「第2回C B社債」といい、その新株予約権部分を「第2回転換社債型新株予約権」という。また、第1回新株予約権付社債と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権付社債」という。)と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	第2回C B社債には利息を付さない。
償還期限	2028年5月2日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 但し、繰上償還の場合は、本欄第2項第(2)号に定める金額による。</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 第2回C B社債は、2028年5月2日(償還期限)にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。</p> <p>(2) 繰上償還事由 組織再編行為による繰上償還</p> <p>イ 組織再編行為(下記二( )に定義する。)が当社の株主総会で承認された場合(株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下、本「5 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「組織再編行為承認日」という。)において、承継会社等(下記二( )に定義する。)の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は第2回新株予約権付社債の社債権者(以下「第2回新株予約権付社債権者」という。)に対して償還日(当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。)の30日前までに通知の上、残存する第2回C B社債の全部(一部は不可)を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。</p> <p>ロ 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ(下記八に定義する。)が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。</p> <p>ハ 参照パリティは、本「5 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、以下に定めるところにより決定された値とする。</p> <p>( ) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合 当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額(別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)</p>

	<p>( ) ( ) 以外の場合</p> <p>会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日(決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日(東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。以下同じ。)に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号、第(2)号及び第(5)号に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、別記(新株予約権付社債に関する事項)「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。</p> <p>ニ それぞれの用語の定義は、本「5 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において以下のとおりとする。</p> <p>( ) 組織再編行為</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により第2回C B社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。</p> <p>( ) 承継会社等</p> <p>当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、第2回C B社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。</p> <p>ホ 当社は、本号イに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。</p> <p>公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還</p> <p>イ 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、第2回新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する第2回C B社債の全部(一部は不可)を、本号ニに記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。</p> <p>ロ 本号イ及びホの両方に従って第2回C B社債の償還を義務付けられる場合、本号イの手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号ニに基づく通知が行われた場合には、本号ホの手続が適用される。</p>
--	---

	<p>スクイーズアウト事由による繰上償還</p> <p>当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下、本「5 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）」において「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、第2回新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14銀行営業日目以降30銀行営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する第2回C B社債の全部（一部は不可）を、本号に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。</p> <p>社債権者の選択による繰上償還</p> <p>イ 第2回新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（下記ロに定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の12銀行営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する第2回新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。</p> <p>ロ 「上場廃止事由等」とは、本「5 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）」において、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が第2回新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6か月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。</p> <p>当社の選択による繰上償還</p> <p>当社は、2026年5月7日以降、2028年5月2日までの期間、その選択により、第2回新株予約権付社債権者に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の2週間以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、残存する第2回新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。</p> <p>(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>3 買入消却</p> <p>(1) 当社及びその子会社（下記第(3)号に定義する。）は、第2回新株予約権付社債権者と合意の上、随時第2回新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。</p> <p>(2) 当社又はその子会社が第2回新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該第2回新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該第2回新株予約権付社債に係る第2回C B社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該第2回新株予約権付社債に係る第2回転換社債型新株予約権は消滅する。</p> <p>(3) 「子会社」とは、本「5 新規発行新株予約権付社債（第2回無担保転換社債型新株予約権付社債）」において、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。</p>
募集の方法	第三者割当の方法により、全ての第2回新株予約権付社債をG P上場企業出資投資事業有限責任組合（以下「G Pファンド」又は「第2回C Bの割当予定先」といいます。）に割り当てる。
申込証拠金（円）	該当事項なし。

申込期間	2026年5月7日
申込取扱場所	株式会社ニチリョク 経営管理部 東京都中央区八重洲一丁目7番20号
払込期日	2026年5月7日 第2回新株予約権付社債の割当日は2026年5月7日とする。
振替機関	該当事項なし。
担保	第2回新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、第2回新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、第2回新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、第2回新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、第2回新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。上記に基づき第2回新株予約権付社債に担保権を設定する場合、第2回C B社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。
財務上の特約（その他の条項）	該当事項なし。

(注) 1 第2回新株予約権付社債の発行（以下「第2回C B第三者割当」といい、第1回C B第三者割当と併せて、個別に又は総称して「本C B第三者割当」といいます。）は、発行決議日開催の当社取締役会において決議されております。

2 社債管理者の不設置

第2回新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されません。

3 期限の利益喪失に関する特約

次の(1)又は(2)の事由が発生し、3銀行営業日以内にその履行が為されない場合、第2回新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。また、当社は、次の(3)乃至(7)のいずれかの事由が発生した場合には、直ちに第2回C B社債につき期限の利益を喪失するものとし

(1) 上記「償還の方法」欄の規定に違背したとき。

(2) 上記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

(3) 当社が第2回新株予約権付社債権者との間で第2回新株予約権付社債の買取りに関して締結した契約の重要な事項に違背し、第2回新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。

(4) 第2回C B社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。但し、当該社債の金額（邦貨換算後）が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。

(5) 社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が100,000,000円を超えない場合は、この限りでない。

(6) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

(7) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4 第2回新株予約権付社債の社債権者に対する通知の方法

第2回新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行います。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各第2回新株予約権付社債権者に書面により通知する方法によることができます。

5 社債権者集会に関する事項

(1) 第2回C B社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本C B社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を通知します。

(2) 第2回C B社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。

(3) 第2回C B社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上に当たる第2回C B社債を有する第2回新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができます。

- 6 第2回新株予約権付社債について、当社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

## (新株予約権付社債に関する事項)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 第2回転換社債型新株予約権の行使請求(以下、本「5 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「行使請求」という。)により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る第2回転換社債型新株予約権が付された第2回C B社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に従い転換価額が修正された場合には、第2回転換社債型新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。</p> <p>2 転換価額の修正基準 2026年11月7日及び2027年5月7日(以下、個別に又は総称して「第2回C B修正日」という。)において、第2回C B修正日までの直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「第2回C B修正日価額」という。)が、第2回C B修正日に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、第2回C B修正日以降、第2回C B修正日価額に修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 2回(2026年11月7日及び2027年5月7日に修正されることがある。)</p> <p>4 転換価額の下限等 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に従い修正される転換価額の下限は、73円(当初転換価額の70%)とする(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号乃至第(5)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)</p> <p>5 繰上償還条項等 本新株予約権付社債は、別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に従い、繰上償還されることがある。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。)。なお、当社の単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>第2回転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、本「5 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された第2回転換社債型新株予約権に係る第2回C B社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 第2回転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>(1) 第2回転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該第2回転換社債型新株予約権が付された各第2回C B社債を出資するものとする。</p> <p>(2) 第2回転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各第2回C B社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額</p> <p>(1) 各第2回転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる価額(以下、本「5 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「転換価額」という。)は、当初103円(発行決議日前日の当社普通株式の普通取引の終値の90%)とする。なお、転換価額は、次号及び次項第(1)号乃至第(5)号に定めるところに従い修正又は調整されることがある。</p>

(2) 2026年11月7日及び2027年5月7日(第2回C B修正日)において、第2回C B修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値。)(第2回C B修正日価額)が、第2回C B修正日に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、第2回C B修正日以降、第2回C B修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、本「5 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、73円(当初転換価額の70%)をいう(但し、下限転換価額は次項第(1)号乃至第(5)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)

### 3 転換価額の調整

#### (1) 転換価額の調整

当社は、第2回新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「5 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「新株発行等による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

新株発行等による転換価額調整式により第2回新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 時価(第(3)号に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、2026年4月16日開催の当社の取締役会の決議に基づく当社普通株式の発行、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。
- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、第4回新株予約権及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。)(以下「取得請求権付株式等」という。)

調整後転換価額は、取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。但し、本八に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表の上第2回新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ 上記イ乃至二の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至二にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第2回転換社債型新株予約権の行使請求をした第2回転換社債型新株予約権を有する者(以下「第2回転換社債型新株予約権者」という。)に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前転換価額により当該} \times \text{期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}} \times (\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額})$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

#### (2) 特別配当による転換価額の調整

当社は、第2回新株予約権付社債の発行後、下記に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下、本「5 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各第2回C社債の金額(金10,000,000円)当たりの第2回転換社債型新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>イ 「特別配当」とは、2028年4月28日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各第2回C社債の金額(金10,000,000円)当たりの第2回転換社債型新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、2028年4月28日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当該基準日時点における各第2回C社債の金額(金10,000,000円)当たりの目的である株式の数に5を乗じた金額の当該事業年度における累計額。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p>ロ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。</p> <p>(3) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日(但し、本項第(1)号ホの場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。</p> <p>新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本項第(1)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に当該株式分割により割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式での調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 本項第(1)号及び本項第(2)号のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。</p> <p>(5) 本項第(1)号及び本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第2回新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>
--	--

	(6) 前項第(2)号により転換価額の修正を行う場合、又は本項第(1)号乃至第(5)号により転換価額の調整を行うとき(下限転換価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を第2回新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金200,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第2回転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</li> <li>2 第2回転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2回転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</li> <li>(2) 第2回転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ol> </li> </ol>
新株予約権の行使期間	<p>第2回転換社債型新株予約権者は、2026年5月8日から2028年4月28日(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定めるところにより、第2回C B社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前)までの間(以下、本「5 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「行使期間」という。)、いつでも、第2回転換社債型新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、第2回転換社債型新株予約権は行使できないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)</li> <li>(2) 組織再編行為をするために第2回転換社債型新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、第2回転換社債型新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ第2回新株予約権付社債権者に通知する。</li> </ol>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ニチリョク 経営管理部</li> <li>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし。</li> <li>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし。</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	各第2回転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。 なお、第2回転換社債型新株予約権の取得事由は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、当社と第2回C Bの割当予定先との間で締結される予定である第2回新株予約権付社債に係る引受契約(以下「第2回C B引受契約」という。)において、第2回新株予約権付社債の譲渡については当社取締役会の決議による当社の承認が必要である旨が定められる予定である。

代用払込みに関する事項	<p>1 第2回転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該第2回転換社債型新株予約権が付された各第2回C B社債を出資するものとする。</p> <p>2 第2回転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各第2回C B社債の金額と同額とする。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編行為を行う場合は、上記「償還の方法」欄第2項第(2)号に基づき第2回新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する第2回新株予約権付社債に付された第2回転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該第2回転換社債型新株予約権の所持人の有する第2回転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記第(1)号乃至第(10)号に掲げる内容のもの(以下、本「5 新規発行新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、第2回転換社債型新株予約権は消滅し、第2回C B社債に係る債務は承継会社等に承継され、第2回転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、第2回新株予約権付社債の要項の第2回転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する第2回新株予約権付社債の所持人が保有する第2回転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継会社等の新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継会社等の新株予約権の目的である株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、第2回新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号と同様の修正及び同欄第3項第(1)号乃至第(5)号と同様の調整に服する。 合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に第2回転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。 その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に第2回転換社債型新株予約権を行使した場合に第2回新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各第2回C B社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各第2回C B社債の金額と同額とする。</p> <p>(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める第2回転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとし、上記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。</p> <p>(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。</p>

	<p>(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(9) 組織再編行為が生じた場合 本欄の規定に準じて決定する。</p> <p>(10) その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における第2回新株予約権付社債の所持人は、第2回C B社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる第2回C B社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する第2回C B社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の第2回新株予約権付社債の所持人に対し、第2回転換社債型新株予約権及び第2回C B社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	--

- (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由  
下記「7 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権) (2)新株予約権の内容等 (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由」に記載のとおりです。
- 2 第2回C B社債に付された新株予約権の数  
各第2回C B社債に付された第2回転換社債型新株予約権の数は1個とし、合計20個の第2回転換社債型新株予約権を発行します。
- 3 第2回転換社債型新株予約権の行使請求の方法  
第2回転換社債型新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第2回転換社債型新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとします。
- 4 第2回転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生時期  
行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に到達した日に発生します。
- 5 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
該当事項はありません。
- 6 第2回転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由  
第2回転換社債型新株予約権は、第2回C B社債に付されたものであり、第2回C B社債からの分離譲渡はできず、かつ第2回転換社債型新株予約権の行使に際して当該新株予約権に係る第2回C B社債が出資され、第2回C B社債と第2回転換社債型新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、第2回転換社債型新株予約権の価値と第2回C B社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、第2回転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととします。
- 7 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
- 8 第2回転換社債型新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について第2回該当事項はありません。
- 9 当社の株券の売買について第2回C Bの割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 10 当社の株券の貸借に関する事項について第2回C Bの割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 11 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。

## 6【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 7【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権)】

## (1)【募集の条件】

発行数	170,982個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	2,564,730円
発行価格	1個当たり15円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.15円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年5月7日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ニチリョク 経営管理部 東京都中央区八重洲一丁目7番20号
払込期日	2026年5月7日
割当日	2026年5月7日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 高円寺支店

- (注) 1 本有価証券届出書による第4回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る募集(以下「本新株予約権第三者割当」といい、本株式第三者割当及び本C B第三者割当と併せて「本第三者割当」と総称します。)は、発行決議日開催の当社取締役会において決議されております。
- 2 当社は、LCAO、MAP246、BEMAP及びパリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合(以下「パリュアアップ・ファンド」といい、LCAO、MAP246及びBEMAPと併せて「本新株予約権の割当予定先」と総称します。)との間で本有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約書を締結する予定です。払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約書を締結しない場合は、本新株予約権第三者割当に係る割当は行われないこととなります。
- 3 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、総数引受契約書を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
- 4 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

## （２）【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は17,098,200株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2 行使価額の修正基準          当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後下記「（注）7(3)」に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「新株予約権修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の5取引日（なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、新株予約権修正日に、新株予約権修正日の直前の金曜日（以下「算定基準日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、57円とする。なお、下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとする。</li> <li>3 行使価額の修正頻度          本欄第2項の記載に従い修正される。</li> <li>4 行使価額の下限          行使価額は57円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</li> <li>5 割当株式数の上限          17,098,200株（2026年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は98.30%）          但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：977,162,130円          本新株予約権の発行価額の総額2,564,730円に下限行使価額である57円で本新株予約権が全部行使された場合の974,597,400円を合算した金額。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は17,098,200株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項乃至第5項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> </ol>

	<p>2 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ <p>3 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、金103円(以下「当初行使価額」という。)とする。但し、行使価額は本欄第2項及び第3項の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の5取引日目以降別記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、新株予約権修正日に、修正後行使価額に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。なお、下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する(以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。)</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、2026年4月16日開催の当社の取締役会の決議に基づく当社普通株式の発行、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合(但し、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権の発行を除く。))

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号

乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,763,679,330円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>2026年5月8日から2029年5月7日までとする。</p> <p>なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日</p> <p>別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 高円寺支店 東京都杉並区高円寺南四丁目27番12号</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>該当事項なし。但し、当社と本新株予約権の割当予定先との間で締結される予定である本新株予約権に係る引受契約(以下「本新株予約権引受契約」という。)において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。</p>
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付(以下、本「7 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権)(2)新株予約権の内容等」において「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数</p> <p>本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類</p> <p>再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>別記「新株予約権の行使期間」欄、別記「新株予約権の行使の条件」欄、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び本欄、欄外「(注)9.新株予約権証券の不発行」及び別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p>

## (注) 1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1) 資金調達の目的」に記載のとおり目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(3) 本スキームの特徴」及び「(4) 資金調達方法の選択理由及び他の資金調達方法」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法(以下「本スキーム」といいます。)が、既存株主の利益に配慮しながら現在の当社の資金需要を満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。また、当社は、本株式及び本新株予約権付社債券の発行により、当座の必要資金を確実に確保することを重視しました。特に本第三者割当により調達する資金の用途の中で最優先と考えている終活ビジネスを基軸とした既存ビジネスに関する成長投資に資する販売権の取得やM & Aの実行に関しては、かかる先行投資部分については、将来の株価水準や権利者による行使行動に左右されることなく、発行時点で確実に資金を手当てしておく必要があると判断しました。また、その他の資金用途についても、近い将来において確度の高い支出が見込まれる用途に関しては、発行時点で調達が可能となる株式及び新株予約権付社債券による資金調達を活用することが適切であると考えました。

このため、今回の資金調達は、新株予約権中心のスキームとするのではなく、事業計画遂行に不可欠な資金については株式及び新株予約権付社債券による資金調達で確実に確保しつつ、各用途の上振れ部分や追加的な成長余地に関する用途については、新株予約権で賄う構成といたしました。

なお、当社は、2025年4月15日付「第三者割当による新株式の発行及び第3回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年5月1日に新株式及び第3回新株予約権を発行いたしました。もっとも、第3回新株予約権については、発行日から現在に至るまでの期間、当社の株価が下限行使価額である146円を下回る状況が多くを占めたことから、本日現在における行使済個数は0個(未行使残個数は150,000個)となっております。このように、第3回新株予約権の行使が行われず、当初予定していた資金を適時に調達することが難しくなっているが続いている中、一方で、当社におきましては、当社の企業価値向上のための様々な施策を準備しており、引き続き資金需要が存在しております。このように、当社において新たな資金調達を実施する必要性が高いことから、様々な資金調達方法を検討した結果、第3回新株予約権による資金調達を中止し、新たに本新株予約権による資金調達を実施することを決定いたしました。詳細は、本日付「第3回新株予約権(行使価額修正条項付)の取得及び消却、第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債券及び第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行、業務資本提携に関する契約の締結並びに親会社の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

## (1) 資金調達の目的

本第三者割当は、当社が「終活ビジネスにおける新たなプラットフォーム」として、これまで個別に展開されてきたお墓・葬祭といった既存事業に加え終活支援サービスを統合し、終活を基軸としたライフエンド領域全体のバリューチェーンを再構築することを目的として実施するものです。

当社はこれまで、墓地・納骨堂等の供養事業を起点に会員を獲得し、当該会員に対して葬祭サービスを提供するビジネスモデルを中核として事業を展開してまいりました。当該モデルは一定の安定性を有する一方、近年の少子高齢化、家族形態の変化に加え、墓地の維持・承継に対する負担感の高まりを背景とした「墓じまい」ニーズの増加により、従来型の墓地需要は構造的に変化しております。

この結果、墓地・納骨堂販売を起点とした会員獲得数の伸びは鈍化しており、従来のビジネスモデルを継続するのみでは、中長期的な事業規模の拡大には限界があると認識しております。

また、終活に関するニーズは、生前整理、相続・保険、葬儀準備等へと多様化・高度化しているものの、当社の従来モデルでは顧客接点が供養・葬祭領域に限定されており、終活全体を包括的に取り込む体制とはなっておりませんでした。加えて、事業ごとの個別運営により、オペレーションやシステム面での非効率率が収益性向上の制約要因となっております。

このような状況を踏まえ、当社は「終活支援サービス」を基軸として、供養・葬祭・金融支援等を一体的に提供するライフエンド領域の垂直統合型事業モデルへ転換することが必要であると判断いたしました。

具体的には、新規納骨堂の販売権取得による供養領域の拡張・墓じまいニーズの取込、葬儀会社・石工事業者及び保険代理店等のM & Aによる事業領域の拡大と顧客接点の多様化、小規模高効率な葬祭会館の新設、並びにグループ横断のDX・マーケティング基盤強化を通じて、サービス品質の均質化、運営効率の向上、収益基盤の強化を図ってまいります。

これらの施策は、いずれも初期投資やM & A資金等の先行的な資金需要を伴う一方、当社の既存事業から創出されるキャッシュフローのみで同時並行的に実行することは困難であることから、財務健全性を維持しつつ成長戦略を確実に推進するため、本第三者割当を実施するものです。

本第三者割当を通じて、当社は終活ビジネスにおける新たなプラットフォーム企業としての地位を確立し、中長期的な成長基盤の構築を目指してまいります。

## (2) 資金調達方法の概要

本第三者割当による資金調達は、当社が本株式の割当予定先に対し本株式を割り当て、G Pファンドに対して第1回新株予約権付社債を割り当て、第2回新株予約権付社債の割当予定先に対して第2回新株予約権付社債を割り当て、本新株予約権の割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、本株式及び本新株予約権付社債については払込期日に、本新株予約権については本新株予約権の割当予定先による行使に伴って当社が資金を調達できる仕組みとなっております。

#### <第1回新株予約権付社債>

##### 転換価額の修正

第1回新株予約権付社債の当初転換価額(110円)は、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日(2026年4月15日)までの直前1か月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値(115円)の95%に相当する金額です。基準となる価格について、当該直前取引日の終値ではなく、当該単純平均値を採用した理由は、第1回新株予約権付社債が今後長期に亘って転換される可能性があるものであることを踏まえ、一時点の株価ではなく、一定期間の平均株価という平準化された値を基準に考えることが適切であると考えたため、上記単純平均値を基準として採用しました。また、第1回新株予約権付社債の転換価額には修正条件が付されており、その内容としては、2026年11月7日、2027年11月7日及び2028年11月7日において、当該日までの20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値が、当該日に有効な転換価額を1円以上上下回る場合には、転換価額が当該平均値に修正されるというものです。上方には修正されず下方のみに修正される設計とした理由は、当社が必要な規模の資金調達を行うためには、発行する証券を引き受ける者に一定のインセンティブが生じる商品性にする必要があると考えており、そのための方策の一つとして、上記のような設計にすることといたしました。

なお、転換価額は、下限転換価額である60.5円(当初転換価額に55%を乗じた額)を下回ることはありません。下限転換価額の水準については、第1回新株予約権付社債の株式への転換の蓋然性を高める必要がある一方、過度な希薄化の防止も必要であることを踏まえ、また、同時に発行する第2回新株予約権付社債及び本新株予約権の下限転換価額及び下限行使価額の水準も考慮した上でG Pファンドとの間で議論の上決定したものであり、下限転換価額として上記の水準を設定することは合理的であると判断しております。

##### 優先交渉権

また、当社は、第1回新株予約権付社債について、G Pファンドとの間で、下記の優先交渉権を含む第1回C B引受契約を締結いたします。

当社は、払込期日(同日を含まない。)から2031年5月7日又はG Pファンドが当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、G Pファンド以外の第三者に対して、当社の株式等を発行又は処分しようとする場合(当社の役職員を割当先としてストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合、当社の役職員を割当先として譲渡制限付株式報酬制度に基づき普通株式を交付する場合、第1回C B引受契約締結日時点で発行済の新株予約権の行使に基づき普通株式を交付する場合、第1回新株予約権付社債の転換に基づき普通株式を交付する場合、当社がLCAO、MAP246及びBEMAPとの間でそれぞれ締結する2026年4月16日付株式引受契約に基づき普通株式を発行する場合、本新株予約権引受契約に基づき発行する新株予約権の行使に基づき普通株式を交付する場合、又は当社がLCAO、MAP246及びBEMAPとの間でそれぞれ締結する2026年4月16日付新株予約権付社債引受契約に基づき発行する第2回新株予約権付社債の転換に基づき普通株式を交付する場合を除く。)、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、G Pファンドに対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認し、G Pファンドがかかる引受けを希望する場合、当社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、G Pファンドに対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分を行う旨の優先交渉権が付されております。

#### <第2回新株予約権付社債>

##### 転換価額の修正

第2回新株予約権付社債の当初転換価額(103円)は、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日(2026年4月15日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の90%に相当する金額です。また、第2回新株予約権付社債の転換価額には修正条件が付されており、その内容としては、2026年11月7日及び2027年5月7日において、当該日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値。)が、当該日に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額が当該終値に修正されるというものです。なお、転換価額は、下限転換価額である73円(当初転換価額に70%を乗じた額)を下回ることはありません。下限転換価額の水準については、第2回新株予約権付社債の株式への転換の蓋然性を高める必要がある一方、過度な希薄化の防止も必要であることを踏まえ、

また、同時に発行する第1回新株予約権付社債及び本新株予約権の下限転換価額及び下限行使価額の水準も考慮した上で第2回新株予約権付社債の割当予定先との間で議論の上決定したものであり、下限転換価額として上記の水準を設定することは合理的であると判断しております。

#### 制限超過行使に係る条項

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、第2回C B引受契約において、以下の行使数量制限が定められています。

当社は有価証券上場規程施行規則第436条5項各号に定められる適用除外の場合を除き、単一暦月中に割当予定先が第2回新株予約権付社債を転換し、また、本新株予約権の行使により取得される株式数が、第2回新株予約権付社債及び本新株予約権の払込日時における上場株式数の10%を超える場合における当該10%を超える部分に係る第2回新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を割当予定先に行わせません。割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。また、割当予定先は、第2回新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該転換及び行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。

割当予定先は、第2回新株予約権付社債又は本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。

#### <本新株予約権>

当社は、本新株予約権について、本新株予約権の割当予定先との間で、下記の内容を含む本新株予約権引受契約を締結する予定です。

##### 行使価額の修正

本新株予約権の当初行使価額は、103円(発行決議の直前取引日の終値の10%ディスカウント)であり、行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の5取引日目以降本新株予約権の行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、新株予約権修正日に、新株予約権修正日の直前の金曜日(算定基準日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である修正後行使価額に修正されます。但し、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とし、下限行使価額は57円(発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%)となります。

行使価額修正選択決議がなされた後の本新株予約権の行使価額の修正時期を行使請求日前日終値ではなく直前の金曜日の終値とした理由は、以下のとおり一定期間行使価額が固定されることによって株価が行使価額から上方に乖離した場合における本新株予約権の行使が促進されることが期待でき、本新株予約権の割当予定先による行使の蓋然性を一定程度確保するためです。また、本新株予約権の行使価額の修正時期を行使請求日前日終値とすると、短期的な株価変動の影響強く受ける可能性もあることから、株式市場が一定期間を通じて評価した価格水準を反映するという観点から、行使請求日直前の金曜日の終値を基準とすることが、価格形成の公正性及び市場の安定性の観点で合理的であると考えております。当該修正の方法を行使請求日前日終値ではなく直前の金曜日の終値とした採用することにより、新株予約権修正日の終値の90%を下回る水準で行使価額が決定されるリスクがあります。もっとも、株価が行使価額から上方に乖離した場合における本新株予約権の行使が促進されることで確実に資金調達ができることは当社にとってのメリットでもありますので、行使請求の安定的な実行を優先する観点から、本スキームの採用に至ったものです。本新株予約権の割当予定先は、行使代金の払込を行ってから株券の受渡しが行われるまでの3営業日間の株価変動リスクを織り込んだ範囲で行使を行っていくこととなりますが、一定期間行使価額が固定され、その間に株価が行使価額から上方に乖離した場合、株価変動リスクの許容範囲が広がるため、より積極的に行使を行うことが可能となります。一方で、行使価額を固定する期間が過度に長い場合、株価が行使価額よりも大きく上方で推移した際に資金調達金額を増大させる株価上昇メリットを十分に享受することができず、また、株価が行使価額を下回って推移した場合には本新株予約権の割当予定先の経済合理性の観点から資金調達が実現する可能性が極めて低くなることが想定されます。このような想定を考慮した上で本新株予約権の割当予定先と協議を行った結果、週次による行使価額の修正を採用するに至りました。

##### 行使停止指定条項

当社は、随時、合計4回まで、本新株予約権の割当予定先に対して、本新株予約権の行使の停止を要請する期間(以下「行使停止期間」といいます。)を定めることができます。1回の行使停

止期間は10連続取引日以下とし、各行使停止期間の間は少なくとも10取引日空けるものとし  
ます。

当社は、行使停止期間を定めたときは、当該行使停止期間の初日の5取引日前の日までに、行使停止期間を本新株予約権の割当予定先に通知します(かかる通知を、以下「行使停止要請通知」といいます。 )。

行使停止要請通知がなされた場合には、本新株予約権の割当予定先は、当該行使停止要請通知に記載された行使停止期間中、本新株予約権の行使を行うことができません。

当社は、本新株予約権の割当予定先に対し、書面による通知を行うことにより、行使停止要請通知を撤回することができます。

当社は、本新株予約権の割当予定先に対して行使停止要請通知を行った場合、又は行使停止要請通知を撤回する旨の通知を行った場合には、当該通知を行った日に適時開示を行う予定です。

#### 行使コミット条項

本新株予約権の割当予定先は、行使価額修正選択決議がなされた旨の通知が行われた日の5取引日目以降、行使コミット期間内に、原則として保有する本新株予約権の全てを行使するものとします。「行使コミット期間」とは、504計算対象日(以下に定義する。)の期間をいいますが、行使コミット期間初日の時点において、行使コミット期間初日(同日を含む。)から本新株予約権の行使期間の末日(同日を含む。)までの期間に含まれる計算対象日が504計算対象日に満たない場合には、行使コミット期間は、行使コミット期間初日以降、本新株予約権の行使期間の末日までの期間とします。その場合、本新株予約権の割当予定先が行使コミット期間内に行使する義務を負う本新株予約権の数は、本新株予約権引受契約の定めに従い、( )行使コミット期間初日(同日を含む。)から本新株予約権の行使期間の末日(同日を含む。)までに含まれる計算対象日の合計日数の( )上記504計算対象日に対する割合に応じて調整されます。これにより、本新株予約権は一定の期間内に原則として全て行使されることとなり、当社は比較的短期間で資金調達を実現することが可能となります。なお、各新株予約権の行使は制限超過行使(以下に定義します。)に該当しない限度で行われるものとし、行使コミット期間中に以下の( )に該当する取引日が合計で5取引日以上となった場合には、本新株予約権の割当予定先は本新株予約権の行使を行う義務を免除されます(但し、本新株予約権の割当予定先は、当該条項に定める本新株予約権の行使を行う義務を免除された後も、制限超過行使に該当しない限度で、自らの判断により残存する本新株予約権を行使することができます。 )。

「計算対象日」とは、以下のいずれかに該当する日を除く取引日をいいます。

- ( ) 東京証券取引所における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回っている場合
- ( ) 当該取引日における当社普通株式の株価が一度でも当該取引日の属する週の前週の最終取引日の当社普通株式の終値の90%以下となった場合(注)  
(注) 当該条件は、本新株予約権の割当予定先が当社の株価に対して一定のリスク管理を行う必要があることから、当社株価の下落リスクを早期に捉える意図でありませんが、当社としましても行使の予測可能性を高め、必要に応じた適切な対応を迅速に実施できるようになることから当該条件を設定しております。
- ( ) 当該取引日において本新株予約権の行使を行うことにより、適用法令又は裁判所、行政官庁、株式会社証券保管振替機構、若しくは自主規制機関の規則、決定、要請等に違反する可能性が高いと割当予定先が合理的に判断した場合
- ( ) 災害、戦争、テロ、暴動等の発生又は売買停止措置等の実施により、当該取引日における本新株予約権の行使又は本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の売却が実務上不可能になった場合又はそのおそれがある場合
- ( ) 行使停止期間に含まれる場合

なお、上記のコミット条項が消滅した場合には、MSCB等の月間行使状況にて適切に記載し、開示いたします。

#### 制限超過行使に係る条項

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権引受契約において、以下の行使数量制限が定められています。

当社は有価証券上場規程施行規則第436条5項各号に定められる適用除外の場合を除き、単一暦月中に割当予定先が第2回新株予約権付社債を転換し、また、本新株予約権の行使により取得される株式数が、第2回新株予約権付社債及び本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合における当該10%を超える部分に係る第2回新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使(制限超過行使)を割当予定先に行わせません。割当予定先は、前記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行うことができません。また、割当予定先は、第2回新株予

約権付社債の転換及び本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該転換及び行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。

割当予定先は、第2回新株予約権付社債又は本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。

#### 取得条項

本新株予約権は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項(残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第2項及び第274条第3項)の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

### (3) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

#### [メリット]

##### (a) 当初における一定の資金調達

本株式及び本新株予約権付社債の発行により、本新株予約権が行使されていない段階においても、一定程度の資金を調達することが可能となっております。

##### (b) 株価インパクトの分散化

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能でありつつも、段階的に転換及び行使が行われることが期待できるため、株価インパクトの分散化が可能となります。

##### (c) 最大交付株式数が限定されていること

本新株予約権の目的である当社普通株式数は17,098,200株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません(但し、行使価額の調整事由が生じた場合には、本新株予約権の目的である当社普通株式数も調整されることとなります。)。他方で、全額を新株予約権による調達とした場合、行使がなされなければ調達ができないため、資金需要とのバランスを考慮して、一部を本株式及び本新株予約権付社債による調達としております。

##### (d) 行使コミット

本新株予約権には、上述の「(2) 資金調達方法の概要 <本新株予約権> 行使コミット条項」に記載のとおり、行使の確約条項が付されており、これにより、原則として一定の期間内に全て行使されることとなり、当社は比較的短期間で資金調達を実現することが可能となります。

##### (e) 資本政策の柔軟性が確保されていること

本新株予約権には取得条項が付されており、資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

##### (f) 転換価額修正条項

第1回新株予約権付社債は、第1回C B修正日において、第1回C B修正日価額が第1回C B修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額が第1回C B修正日価額に修正される仕組みとなっております。また、第2回新株予約権付社債は、第2回C B修正日において、第2回C B修正日価額が第2回C B修正日に有効な転換価額を上回る場合又は下回る場合には、転換価額が第2回C B修正日価額に修正される仕組みとなっております。このように、発行後に当社の株価が軟調に推移した場合であっても、第1回C B修正日又は第2回C B修正日以降には転換が進む可能性があります。

##### (g) 財務健全性指標の上昇

本株式及び本新株予約権による調達金額並びに本新株予約権付社債による調達金額のうち転換の対象となった金額はいずれも資本金の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

#### [デメリット]

##### (a) 当初に満額の資金調達ができないこと

本株式及び本新株予約権付社債については即座の資金調達が可能ですが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

##### (b) 資金調達額の減少、希薄化率の上昇の可能性

本新株予約権の行使価額は、行使価額修正選択決議がなされた場合、当初行使価額より低い水準に修正される可能性があり、その場合、資金調達金額が当初の想定を下回るようになります。また、新株予約権付社債の転換価額は、当初転換価額より低い水準に修正される可能性があり、その場合、転換により交付される株式数が増加し、希薄化率が上昇します。

(c) 株価の下落リスクがあること

割当予定先のうち、LCAO、MAP246及びBEMAPの本株式に対する保有方針並びに第2回新株予約権付社債の転換により交付を受けた当社普通株式及び本新株予約権の行使により取得した当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、LCAO、MAP246及びBEMAPはこれらの株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

(d) 負債比率の上昇

本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一時的に負債比率が上昇します。当社の株価が軟調に推移し本新株予約権付社債の転換が満期までに進まない場合、社債として償還するための資金が必要となる可能性があります。第2回新株予約権付社債については、転換価額が上方に修正される場合、転換の蓋然性が低下し、償還リスクが上昇する可能性があります。また、本新株予約権付社債の発行要項に定める繰上償還事由に該当した場合、当社は、満期を待たずに繰上償還を行う必要があります。

(e) 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(4) 資金調達方法の選択理由及び他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程は後ろ倒しになることが一般的であることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。さらに、将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なものの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

今般の発行に際しては、本株式の発行のみで当社が必要とする資金の全額を調達することは困難であると考えております。そのため、複数の調達手法を組み合わせる本スキームが適当であると判断いたしました。

新株予約権無償割当てによる増資(ライツ・オフアリング)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・オフアリングには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にあり、また、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングについては、株主割当増資と同様、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なものの目処を立てることが非常に困難であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

借入・社債のみによる資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余力が縮小する可能性があります。一般的に、負債による資金調達コスト(利息等)は資本による資金調達コスト(配当や1株当たり利益の希薄化等)と比較して低いと考えられております。かかる

調達コストの低さと、財務健全性の向上、借入による負債増加とのバランスを取ることが、重要であると考えており、今回の資金調達方法では、本株式及び本新株予約権を含む複数の調達手法を組み合わせる本スキームが適当であると判断いたしました。

- 2 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
- 3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
当社は本新株予約権の割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権引受契約を締結する予定です。本新株予約権引受契約に定められる内容については、上記「(注)1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」をご参照ください。
- 4 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 5 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
本新株予約権の発行に伴い、当社株主であるバリュウアップ・ファンドは、その保有する当社普通株式の一部についてLCAO、MAP246及びBEMAPとの間で貸株契約を本日付で締結しております(契約期間:2026年4月16日~2029年5月7日、貸借株数:1,000,000株、貸借料:年率0%、担保:無し)。当該株券貸借は、LCAO、MAP246及びBEMAPが本新株予約権の行使期間中における株価変動リスクを低減し、円滑な行使を行うことを可能とするため、ヘッジ目的の売付けに必要な株式を一時的に確保することを目的としたものです。LCAO、MAP246及びBEMAPは、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、上記貸主との貸株契約書にて定めております。
- 6 その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。
- 7 本新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

(4) 上記(1)に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

8 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

9 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

10 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

8 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,553,673,030	17,000,000	2,536,673,030

(注) 1 払込金額の総額は、本株式の払込金額の総額109,993,700円、第1回新株予約権付社債の払込金額の総額500,000,000円、第2回新株予約権付社債の払込金額の総額180,000,000円、本新株予約権の払込金額の総額2,564,730円及び行使に際して出資される財産の価額の総額1,761,114,600円の合計額1,763,679,330円を合算した金額です。本新株予約権について、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少する可能性があります。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額です。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、及びその他諸費用です。

## (2) 【手取金の使途】

(本株式の発行により調達する資金の具体的な使途)

本第三者割当により調達する差引手取概算額約2,536百万円の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

<本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込みにより調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
納骨堂に関する事業譲受	250	2026年5月～2026年6月
M&Aによる葬儀会社の株式取得	185	2026年5月～2026年7月
M&Aによる石工事業者の株式取得	80	2026年5月
M&Aによる保険代理店事業者の株式取得	150	2026年6月～2026年7月
M&Aによる葬儀会社の株式取得	100	2026年7月～2027年3月
終活ビジネスとの連携のDX関連への資本業務提携	10	2026年8月
合計	775	

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

<本新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
M&Aによる株式取得	361	2026年10月～2028年3月
新規小規模葬祭会館への内外装工事	200	2026年10月～2028年12月
借入金返済	1,000	2028年4月～2028年12月
マーケティング費用	100	2026年6月～2027年3月
システム投資	20	2026年8月～2026年12月
システム投資	80	2028年4月～2028年12月
合計	1,761	

(注) 1 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

2 資金を充当する優先順位としましては、充当が必要になる時期が早いものから充当する予定です。

3 本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、手元資金により充当する予定です。

上記表中に記載の各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

<本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込みにより調達する資金の具体的な使途>

## 納骨堂に関する事業譲受

首都圏では、地方出身者を中心に実家墓の維持が難しくなる「墓じまい」の需要が年々高まっています。核家族化やライフスタイルの変化により、従来のお寺や霊園にある一般墓よりも、アクセスが良く管理負担の少ない納骨堂を選ぶ傾向が強まっています。特に都心近接エリアでは、日常生活圏から無理なく訪問できる供養形態へのニーズが顕著に増加しています。

今回当社が取得を予定している茗荷谷の納骨堂「縁の園」は、こうした市場変化に極めて適合した物件です。丸ノ内線・茗荷谷駅から至近という交通の利便性は、首都圏在住者が求める“近さ”という価値と高い親和性を持ち、「墓じまい」を検討する層にとって現代の供養スタイルとして受け入れられやすい特性を備えています。

さらに当社はすでに赤坂の納骨堂を管理しており、その運営ノウハウや顧客接点を活かすことで、茗荷谷「縁の園」との間で明確なシナジーを期待できます。複数拠点の展開によるブランド力の向上やマーケティング効率の改善、運営体制の最適化など、事業全体の価値向上に寄与する効果が見込まれます。

こうした背景から、茗荷谷の納骨堂に関する事業譲受（永代使用権の独占販売権の取得）は、拡大が続く都市型供養市場への確かな対応であると同時に、既存事業との相乗効果を生み出す戦略的な取り組みと位置づけることができます。

本日付で当社が公表した「『第三者割当による新株式の発行及び第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行』に関する資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、当社は、2025年4月15日付で決議した

第三者割当による株式及び第3回新株予約権の発行による資金調達(以下「前回資金調達」といいます。)により調達した資金の支出予定時期を変更しておりますが、納骨堂に関する事業譲受の対価の総額は約550百万円であり、前回資金調達で調達した資金である100百万円に加えて、本第三者割当により調達する資金のうち、本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込みにより調達する資金の一部である250百万円を納骨堂に関する事業譲受の対価の支払いに充当いたします。なお、取得価額の総額は約550百万円ありますが、これは、現状において約5,000基の永代使用権の販売基数を有し、うち約300基が販売済みである納骨堂について、所管官庁の認可を前提として最大約2,000基の拡張が可能であることを考慮し、1基当たりの想定販売価値を約0.8百万円から約1.12百万円とした将来キャッシュフローを基礎とした複数の手法により算定した評価額レンジを参考に算出したものであります。当社は、当該評価額レンジの中央値が約720百万円であるところ、取得条件等を勘案し、税抜500百万円で当該販売権を取得する予定であります。

#### 及び M & Aによる葬儀会社の株式取得

については、地方において、地元根差して葬祭事業を展開し、高い技術力と地域密着の姿勢を保ちながら長年事業を継続してきた事業者が一定数存在しています。しかし、多くの事業者が後継者不在や経営者の高齢化といった構造的課題を抱えており、今後の事業継続が困難になるケースが増加しています。こうした背景は、地域に重要な社会インフラを提供してきた事業者の価値を毀損するだけでなく、業界全体としても技術やサービス品質が失われるリスクにつながっています。当社が注目しているのは、まさにこうした“事業承継困難層”に属する事業者です。

当社はこれまで首都圏及び神奈川を中心に事業展開を進めてきましたが、地域拡大にあたっては単なるエリア拡張に留まらず、地方の高い技術力を有する事業者を取り込み、組織全体の技術力向上を図るという明確な戦略を持っています。地方の熟練人材が保有する高度な技術や実務ノウハウは、首都圏で蓄積されてきた当社の運営力やマーケティング力と組み合わせることで、新たな付加価値を創出する可能性を秘めています。

さらに、こうした人材や技術を当社組織内で交流・共有する仕組みを構築することで、全社的なスキルレベルの底上げが期待できます。これは、単なるM & Aやエリア拡大では得られない“質的成長”をもたらす取り組みであり、中長期的な競争力の強化につながるものです。

以上の観点から、地方事業者の技術力と当社の経営基盤を組み合わせる戦略は、事業承継ニーズの高まりという市場環境を背景とした、成長性・持続性の両面で投資合理性を備えた取り組みと位置づけられます。

なお、当該M & Aについては、現時点において具体的な社名及び最終的な取得条件等は守秘義務の観点から開示しておりませんが、当社は、特定の地域密着型の葬儀会社を取得候補先として、意向表明書(L O I)を提出しております。

現在は、株式取得の実行可能性を検討するため、デューデリジェンス開始に向けた準備段階にあり、今後、デューデリジェンスの結果を踏まえて、取得条件等について協議・交渉を行う予定です。

もっとも、当該M & Aは、今後実施予定のデューデリジェンスの結果等により、最終的に実行に至らない可能性もあります。

当社としましては、今後の検討状況を踏まえ、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに適時開示を行う予定です。

M & Aによる葬儀会社の株式取得の対価として、約200百万円が2026年5月～2026年7月に必要になると見込んでおり、本第三者割当により調達する資金のうち、本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込みにより調達する資金の一部である185百万円をM & Aによる葬儀会社の株式取得の対価の支払いの一部に充当いたします。

については、本件M & Aに関する基本的な考え方及び検討の背景については、上記に記載のとおりです。

当社は、に記載のものとは別の取得時期を想定した葬儀会社の株式取得についても検討しており、当該取得に係る対価として、約200百万円が2026年7月から2027年3月にかけて必要になると見込んでおります。

本第三者割当により調達する資金のうち、100百万円を、当該株式取得の対価の支払いの一部に充当する予定です。

当該M & Aを通じて、当社の事業基盤の拡大、サービスレベルの向上、人材の確保・育成を推進し、中長期的な企業価値向上につなげてまいります。

#### M & Aによる石工事業者の株式取得

長年にわたり社寺仏閣の石工事を担い、首都圏及びその近郊の案件取組の実績は、大手ゼネコンから高い信頼を獲得しつつ、卓越した技術力を有する専門事業者が存在しています。当該事業者は、単なる施工会社に留まらず、日本の宗教文化や歴史的建造物を支える重要な役割を果たしてきた“技術資産”とも言える存在です。

当社は、こうした高度な石材加工技術を有する事業者との連携が、墓所関連事業における競争優位性を大きく押し上げると考えています。特許技術「倒れないお墓」に代表される高い安全性と耐久性を備えた製品群、さらに高級石材やデザイン性の高い墓所への需要が伸びる市場環境と組み合わせることで、当社は付加価値の高いポートフォリオを構築し、中長期的な収益力の向上を実現することが可能になります。

特に、社寺仏閣の石工事に従事してきた職人たちは、社寺空間に求められる厳密な品質基準や、美観・耐久性を両立させる高度な施工技術を体得しており、これは一般事業者では代替が困難な能力です。当社がこれらの技術を取り込み、内部で横断的に共有・進化させることで、グループ全体の技術水準を新たな段階へ引き上げることができます。

さらに、当社既存の都市型墓所事業とのシナジーも大きく、製品ラインアップの強化、ブランド価値の向上、原価構造の最適化といった複数の観点から、投資リターンを最大化につながる戦略的意義を有しています。当社は、こうした卓越した技術を持つ事業者との協業を通じて、「伝統技術と現代ニーズを融合した唯一無二の提供価値」を創造し、持続的な成長基盤の確立を目指します。

なお、当該M & Aについては、現時点において具体的な社名は守秘義務の観点から開示しておりませんが、当社は、特定の石工事事業者を取得候補先として検討を進めてまいりました。

当該候補先については、既にデューデリジェンスを実施・完了しており、その結果を踏まえて、株式取得の実行に向けて、最終的な契約締結に向けた調整を行っております。現在は、株式取得の実行に向けて、最終的な契約締結に向けた契約書内容の確認及び調整を行っている段階にあります。

本件は、最終契約の締結等の所定の手続きを経て実行される予定であり、当社としましては、今後、契約締結その他開示すべき事項が生じた場合には、速やかに適時開示を行う予定です。

M & Aによる石工事事業者の株式取得には約80百万円が必要になると見込んでおり、本第三者割当により調達する資金のうち、本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込みにより調達する資金の一部である80百万円をM & Aによる石工事事業者の株式取得の対価の支払いに充てたいします。

#### M & Aによる保険代理店事業者の株式取得

終活支援サービスの市場は、国内の人口構造変化を背景に、今後も確実な拡大が見込まれる成長分野です。団塊の世代が順次後期高齢者となり、さらに単身高齢者、いわゆる「おひとりさま」世帯の増加が続く中、終活に対する社会的ニーズは質・量ともに急速に高まっています。

終活において必要とされるサービス領域は、遺言作成や持ち物整理といった身辺整理に留まりません。不動産の処分、老後資金の確保、保険の見直しなど、資産管理や資産承継に関わる高度な金融判断が求められるケースが増加しています。こうした高齢者の生活課題と金融課題が複雑化・重層化する中で、ワンストップでのサービス提供が可能な事業者に対する需要が拡大しています。

当社はこれまで、終活支援サービスを中心に顧客の人生終末期に寄り添う事業を展開してきましたが、今後はこの顧客基盤とサービスノウハウを生かし、金融サービス領域への本格的な拡張を進めます。終活支援における「顧客の最も近い相談相手」という当社のポジションは、金融領域への信頼性の高い導線となり、既存の金融事業者には持ち得ない独自の競争優位性を形成します。

特に、不動産処分・資金計画・保険見直しといった分野は、終活と金融の境界領域に位置し、当社が包括的にサービスを提供できる領域です。顧客が人生の最終ステージで直面する多様な課題に対して、当社が金融サービスを統合的に提供することで、顧客価値の最大化と収益モデルの多角化を同時に実現することが可能となります。

当社は、拡大を続ける終活市場を基盤としながら、金融領域を組み合わせた新しい価値創造のステージへと進化していきます。これにより、人口構造変化を追い風とした持続的な成長機会を取り込み、中長期的な企業価値向上につなげていく方針です。

なお、当該M & Aについては、現時点において具体的な社名は守秘義務の観点から開示しておりませんが、当社は、保険代理店事業者を取得候補先として検討を進めております。

当該候補先については、これまでに面談を実施し、当社の事業方針及び今後の事業展開の方向性について意見交換を行ってまいりました。現在は、今後の事業展開におけるシナジーや運営体制等に関する確認事項について、当社からの確認を行っている段階にあり、これらを踏まえて、今後の進め方を検討してまいります。

当社としましては、今後の検討状況を踏まえ、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに適時開示を行う予定です。

M & Aによる保険代理店事業者の株式取得には約150百万円が必要になると見込んでおり、本第三者割当により調達する資金のうち、本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込みにより調達する資金の一部である150百万円をM & Aによる保険代理店事業者の株式取得の対価の支払いに充当いたします。

#### M & Aによる葬儀会社の株式取得

上記 及び に記載のとおりです。

#### 終活ビジネスとの連携のDX関連への資本業務提携

当社は、終活支援サービスを中核事業として、ライフエンディング領域におけるプラットフォームの確立を目指しております。近年、少子高齢化の進展やデジタル行政の加速を背景に、終活・相続領域における手続きの複雑性や情報管理の高度化ニーズが高まっており、当社サービスへの期待は一層拡大しております。

こうした市場環境の変化及び事業機会の拡大を踏まえ、当社は世界で初めて公的個人認証を活用したライフエンディングサービス「SouSou」を提供する株式会社そうそうとの資本業務提携を予定しております。当該提携により、株式会社そうそうが有する公的個人認証技術と、当社の終活支援プラットフォームを掛け合わせることで、より安全性・信頼性の高いサービス提供体制の構築を目指してまいります。

当該資本業務提携に伴い、当社は、株式会社そうそうの創業者であり代表取締役である日下上総氏が保有する同社株式の一部を取得する予定であり、当該株式取得に係る対価として、約150百万円の支出が必要になると見込んでおります。

本第三者割当により調達する資金のうち、本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込みにより調達する資金の一部である100百万円を当該資本業務提携の支払いの一部に充当いたします。

<本新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途>

M & Aによる株式取得

当社は、これらの手取金について、終活プラットフォーム事業を中核とした事業基盤の拡充及び成長加速を目的としたM & A資金として充当する予定であります。

当社は、終活プラットフォームを事業の柱として位置付けており、同プラットフォームを通じて獲得した顧客を、既存事業である葬祭事業及びお墓事業へ送客することにより、当社グループの事業基盤の強化及び中長期的な企業価値の向上を図るビジネスモデルを推進してまいります。この戦略を一層加速させるため、全国の葬祭事業者を中心とした関連事業者との資本提携及びM & Aを積極的に検討しております。

具体的には、純資産1億円未満の中小規模の葬祭事業者を主な対象とし、加えて、終活に関連する各種サービス（生前整理、相続・供養関連サービス、デジタル終活等）を提供する事業者についても、当社事業とのシナジーが見込まれる場合には対象とする方針であります。

本新株予約権は段階的に行使されることが想定されていることから、手取金についても、行使の進捗に応じて段階的にM & A資金として充当する予定であります。なお、現時点において具体的な取得対象、取得時期及び取得金額等は未定であり、今後の市場環境、対象企業との協議状況等を踏まえ、個別案件ごとに慎重に判断してまいります。

なお、上記のM & Aによる株式取得費用約695百万円は、当社が想定している取得対象の規模及び件数等を踏まえて算定したものであります。

具体的には、葬儀会社を対象としたM & Aについて、1社当たり概ね100百万円から150百万円程度の株式取得を複数件実行することを想定しており、これに加えて、仲介会社を通じた案件において発生する仲介手数料等の付随費用を見込んでおります。

これらを総合的に勘案した結果、M & Aによる株式取得費用として、約695百万円が必要になると見込んでおります。

一方、実際の取得件数、1件当たりの取得金額及び付随費用等については、今後の市場環境や個別案件の条件等を踏まえ、案件ごとに判断してまいります。

M & Aによる株式取得費用として、2026年10月から2028年3月までの間に約695百万円が必要になると見込んでおり、本第三者割当により調達する資金のうち、本新株予約権の行使により調達する資金の一部である361百万円をM & Aによる株式取得費用の一部に充當いたします。

新規小規模葬祭会館の内外装工事

本新株予約権の行使により調達する手取金につきましては、当社葬祭事業における会館網の再構築及び事業効率の向上を目的とした設備投資に充当する予定であります。

具体的には、当社会員組織の会員の居住地域でもあり、かつ安定的な需要が見込まれる神奈川県横浜市を中心としたエリアにおいて、効率性を重視した小規模葬祭会館の新規開設を進めてまいります。これまでの大規模会館の運営から転換し、資本効率及び収益性の向上を図るため、当該会館については土地取得及び建物建設は行わず、賃貸物件を借り上げるアセットライト型の運営を基本方針としております。

新規開設する各会館においては、年間約150件から200件程度の葬儀施工能力を想定しており、1会館あたりの投資額は概ね50百万円程度を見込んでおります。これにより、当面は合計4会館の新規オープンを目指しており、本新株予約権の行使により調達する資金の一部である200百万円は主にこれら会館の開設費用（内装工事費、設備備品費、開業関連費用等）に充当する予定であります。

なお、実際の投資時期及び金額につきましては、今後の事業環境及び資金状況等を勘案しながら、機動的に判断してまいります。

借入金返済

本新株予約権の行使により調達する手取金につきましては、当社の有利子負債圧縮及び財務体質の改善を目的として、借入金の返済に充当する予定であります。具体的には、2020年10月30日付で当社が公表した「シンジケートローン契約締結及び実行に関するお知らせ」に記載のシンジケートローンの残債の返済に最大10億円を上限として充当することを想定しております。

マーケティング費用

当社は、今後の中長期的な成長戦略の一環として、終活支援サービスの拡充及び当該事業のブランド確立を重要な経営課題と位置づけております。具体的には、後期高齢者である団塊の世代、ミドルエイジ層の子供のいない世帯、及び年齢・性別を問わないいわゆる「おひとりさま」層を主たる対象顧客とし、身元保証、死後事務委任といった直接的な終活支援に加え、日常生活を支える買い物代行、日常清掃等の生活支援サービス、生前における不用品の買取、不動産に関する相談・助言、相続支援及び弁護士・司法書士・税理士等の士業紹介を含む包括的なサービスの提供体制を構築してまいります。

本第三者割当により調達する手取金につきましては、上記終活支援事業を当社の事業の柱として確立するため、主として当該事業に係るブランディング及びマーケティング活動に充当する予定であります。

具体的な用途としては、終活支援サービス全体のブランドコンセプト設計及びビジュアルアイデンティティの構築、サービス名称及びコミュニケーションメッセージの開発、ウェブサイト・ランディングページ等のデジタル媒体の制作・改修、オンライン広告・検索連動型広告・SNS広告等のデジタルマーケティング施策、並びに紙媒体やセミナー・イベント等を活用したオフライン施策を含む認知向上施策への投資を予定しております。

また、当該事業に対する顧客理解を深めるための市場調査、顧客体験(CX)設計、サービス導線の最適化、及び土業・不動産事業者・生活支援事業者等とのアライアンス構築に関するプロモーション活動等についても、これらの手取金を活用して推進してまいります。

当社は、これらのブランディング及びマーケティング施策を通じて、終活支援分野における当社の認知度及び信頼性を高め、継続的かつ安定的な顧客獲得基盤を構築することで、将来にわたる収益基盤の強化を図っていく方針であります。

これらのブランディング及びマーケティング施策の費用として、約100百万円が必要になると見込んでおり、本第三者割当により調達する資金のうち、本新株予約権の行使により調達する資金の一部である100百万円を当該資本業務提携の支払いに充当いたします。

#### システム投資

当社は、10数年前に導入した国産ERPパッケージのバージョンアップ及び保守提供が終了する見通しを受け、次期基幹システムへのリプレースを進める必要があります。現行システムはオンプレミス環境で稼働しており、運用コストの増大や業務効率の低下といった課題が顕在化しています。

これらの課題解消と全社的な業務効率の向上を目的に、クラウド化を含む新ERPシステムの導入検討を進めるとともに、社内他システムとの連携強化を図る予定です。本件に関わるシステム投資を資金用途の一部としております。

当該システム投資には約20百万円が必要になると見込んでおり、本第三者割当により調達する資金のうち、本新株予約権の行使により調達する資金の一部である20百万円を当該システム投資費用の支払いに充当いたします。

#### システム投資

当社は、事業基盤の強化及び中長期的な成長を見据え、基幹システムの改修を行うことを目的として、手取金の一部を充当する予定であります。

当社の基幹システムは、2016年より稼働を開始し、当初は顧客管理(CRM)、会員管理及び葬祭事業の管理機能を中心に構築されました。その後、別途稼働していたお墓事業向けシステムを2018年に統合し、現在は当社の主要事業を横断的に支える基幹システムとして運用されております。

しかしながら、稼働開始以降、事業拡大や社内業務ルールの変更等に対応するため、機能追加や改修を段階的に実施してきた結果、システム全体として構造が複雑化しており、保守性・拡張性の面で課題を有する状況となっております。また、現行システムのユーザーインターフェース及びユーザーエクスペリエンスは、構築当時の設計思想に基づくものであり、業務効率の観点からも改善の余地があると認識しております。

このような状況を踏まえ、当社は、業務効率の向上、将来的な機能拡張への対応力強化及び安定的なシステム運用の確保を目的として、基幹システムの全面的な見直し及び改修を実施する方針であります。具体的には、既存データベース及びサーバ基盤を活用しつつ、システム構成の整理・最適化、画面設計の刷新等を行うことを予定しております。

当社は当該基幹システム改修に係る投資には約80百万円が必要になると見込んでおり、本第三者割当により調達する資金のうち、本新株予約権の行使により調達する資金の一部である80百万円を当該基幹システム改修に係る投資費用の支払いに充当いたします。

なお、従前の資金調達に伴う現在までの調達金額及び充当状況については、以下のとおりです。

#### 株式による資金調達

具体的な使途	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	変更前の支出予定 時期	変更後の支出予定 時期
納骨堂事業譲受	100		2025年5月	2026年5月～2026 年7月
株式会社itowaとの資本業務提携 に伴う増資の引受けのための資金	50	49	2025年5月～2025 年7月	
合計	150			

(注) 資金使途 につきましては、変更前の支出予定時期において最終的に納骨堂事業の事業譲受が実行に至りませんでしたので、支出予定時期を上記のとおり変更して充当してまいります。詳細につきましては、当社が本日付で公表した「『第三者割当による新株式の発行及び第3回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行』に関する資金使途の変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### 第3回新株予約権による資金調達

具体的な使途	調達金額 (百万円)	充当額 (百万円)	支出予定時期
納骨堂事業譲受			2025年5月～2025年6月
横浜鶴見区等での新会館の設立(内装と設備)			2025年7月～2025年9月
潜在的な終活関連事業会社のM & A資金の確保			2025年5月～2026年3月
マーケティング費用			2025年5月～2025年9月
合計			

(注) 現時点までに行使が進んでいないため、調達金額はありません。資金使途 については、手元資金を充当いたしました。なお、上記「7 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権)(2)新株予約権の内容等(注)1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、2026年5月7日付で、残存する第3回新株予約権の全てを消却いたします。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要

LCAO

(1) 名称	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	
(2) 所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
(4) 出資額	約338百万米ドル(2024年12月31日時点)	
(5) 組成目的	投資	
(6) 主たる出資者及びその出資比率	Long Corridor Alpha Opportunities Feeder Fund, 100%	
(7) 業務執行組合員又はこれに類する者に関する事項	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	所在地	Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	ディレクター: James Xinjun Tu
	事業内容	投資
	資本金	8,427,100香港ドル
	主たる出資者及び出資比率	James Xinjun Tu 100%

(注) 割当予定先の概要の欄は、2026年4月16日現在におけるものです。

MAP246

(1) 名称	MAP246 Segregated Portfolio	
(2) 所在地	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Islands	
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
(4) 出資額	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注)2	
(5) 組成目的	投資	
(6) 主たる出資者及びその出資比率	開示の同意を得られていないため、記載しておりません。(注)2	
(7) 業務執行組合員又はこれに類する者に関する事項	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	所在地	Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	ディレクター: James Xinjun Tu
	事業内容	投資
	資本金	8,427,100香港ドル
	主たる出資者及び出資比率	James Xinjun Tu 100%

(注) 1 割当予定先の概要の欄は、2026年4月16日現在におけるものです。

- 2 MAP246の出資額、主たる出資者及び出資比率については、LCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家であるLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由につきましては、MAP246との間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

## BEMAP

(1) 名称	BEMAP Master Fund Ltd.	
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
(4) 出資額	開示の同意を得られていないため、記載していません。（注）2	
(5) 組成目的	投資	
(6) 主たる出資者及びその出資比率	開示の同意を得られていないため、記載していません。（注）2	
(7) 業務執行組合員又はこれに類する者に関する事項	名称	Long Corridor Asset Management Limited
	所在地	Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	ディレクター：James Xinjun Tu
	事業内容	投資運用業
	資本金	8,427,100香港ドル
	主たる出資者及び出資比率	James Xinjun Tu 100%

(注) 1 割当予定先の概要の欄は、2026年4月16日現在におけるものです。

- 2 BEMAPの出資額、主たる出資者及び出資比率については、LCAO、MAP246及びBEMAPと一任契約を締結し、その運用を行っている、香港に所在する機関投資家であるLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本代表である西健一郎氏に確認したものの、開示の同意が得られていないため、記載していません。開示の同意を行わない理由につきましては、BEMAPとの間で締結した秘密保持契約に基づき守秘義務を負っているためと聞いております。

## G Pファンド

(1) 名称	G P 上場企業出資投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都目黒区自由が丘2-16-12 RJ3	
(3) 出資額	7,382,700,000円(注2)	
(4) 組成目的	有価証券の取得等	
(5) 主たる出資者及びその出資比率	法人 1社(注3)	
(6) 業務執行組員又はこれに類する者に関する事項	名称	無限責任組員 Growth Partners LLP有限責任事業組合
	所在地	東京都目黒区自由が丘2-16-12 RJ3
	代表者の役職・氏名	組員 古川 徳厚 組員 グロースパートナーズ株式会社 職務執行者 古川 徳厚
	事業内容	投資業務等
	資本金	14,430,000円
	主たる出資者及び出資比率	組員 古川 徳厚 90% 組員 グロースパートナーズ株式会社 10%

(注) 1 割当予定先の概要の欄は、2026年4月16日現在におけるものです。

2 出資額に記載された金額は出資履行金額であり、出資約束金額は9,450百万円となります。

3 出資者の概要については、出資約束金額を基準とする出資比率が10%以上の出資者(主たる出資者)の属性のみ記載しております。主たる出資者の名称及びその出資比率については、開示の同意が得られていないため、記載しておりません。開示の同意を行わない理由については、G Pファンドは非公開のエンティティであり、主たる出資者の名称及びその出資比率は極めて守秘性の高い情報であるため、G Pファンドの方針により非公開にしていると確認しております。G Pファンドの出資者の構成は、法人27社、個人41名となります。

## バリュウアップ・ファンド

(1) 名称	バリュウアップ・ファンド投資事業有限責任組合	
(2) 所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー35階	
(3) 出資額	11.21億円（組合員の出資約束金額の総額）	
(4) 組成目的	有価証券の取得等	
(5) 主たる出資者及びその出資比率	バリュウアップ・ファンドの無限責任組合員である株式会社アリストグラ・アドバイザーズ及び日本国内の事業会社2社で構成されていますが、具体的な名称及び出資比率については、バリュウアップ・ファンドの方針及び各出資者から同意を得られていないことから、非開示とさせていただきます。なお、これらの出資者は有限責任組合員であり、バリュウアップ・ファンドの業務を執行する権限を有しておりません。	
(6) 業務執行組合員又はこれに類する者に関する事項	名称	株式会社アリストグラ・アドバイザーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー35階
	代表者の役職・氏名	代表取締役 篠田 丈
	事業内容	投資ファンドの運営
	資本金	50百万円
	主たる出資者及び出資比率	株式会社T & Rホールディングス 100%

（注） 割当予定先の概要の欄は、2026年4月16日現在におけるものです。

## (2) 提出者と割当予定先との間の関係

## LCA0

割当予定先との出資関係	バリュウアップ・ファンドとの間の株式貸借取引に関する契約に基づき、当社普通株式850,000株を保有しております。また、当社は、第3回新株予約権20,376個をLCA0に割り当てております。
割当予定先との人事関係	該当事項はありません。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
割当予定先との技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 当社との関係の欄は、2026年4月16日におけるものです。

## MAP246

割当予定先との出資関係	バリュウアップ・ファンドとの間の株式貸借取引に関する契約に基づき、当社普通株式150,000株を保有しております。また、当社は、第3回新株予約権3,595個をMAP246に割り当てております。
割当予定先との人事関係	該当事項はありません。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
割当予定先との技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 当社との関係の欄は、2026年4月16日におけるものです。

## BEMAP

割当予定先との出資関係	該当事項はありません。
割当予定先との人事関係	該当事項はありません。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
割当予定先との技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 当社との関係の欄は、2026年4月16日におけるものです。

## G P ファンド

割当予定先との出資関係	該当事項はありません。
割当予定先との人事関係	該当事項はありません。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
割当予定先との技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注）1 当社との関係の欄は、2026年4月16日におけるものです。

2 当社は、2026年4月16日付で、G P ファンドの業務執行組合員であるグロースパートナーズとの間で事業提携契約を締結する予定です。

## バリューアップ・ファンド

割当予定先との出資関係	当社普通株式6,023,500株を実質的に所有しております（2026年3月31日現在）。
割当予定先との人事関係	バリューアップ・ファンドの業務執行組合員である株式会社アリストグラ・アドバイザーズの代表取締役である篠田丈氏及び取締役である三宅哲夫氏は、それぞれ当社の取締役に就任しています。
割当予定先との資金関係	該当事項はありません。
割当予定先との技術又は取引関係	該当事項はありません。

（注） 当社との関係の欄は、2026年4月16日におけるものです。

## (3) 割当予定先の選定理由

LCAMが運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPを割当予定先に選定した理由

当社が必要とする金額を調達する上で、当社のおかれた状況に最も適した条件を提示できる可能性が高く、かつ短期間で投資の意思決定をすることが可能な海外機関投資家として2026年2月5日にLCAMからの提案を受けました。LCAMは、香港本拠のマルチストラテジーファンドであり、その運用資金の主体は世界的大手機関投資家を含む機関投資家からのものであること、本拠地の香港に加え、東京に拠点を持ち、アジアの主要マーケットをカバーした投資プラットフォームを有しており、株式等を中心に様々なアセットクラスに投資し、事業会社に対するファンダメンタルズ分析に基づき投資を検討していること、投資形態は柔軟であり、経営には一切関与しない純投資家であること、LCAO、MAP246及びBEMAPは、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているケイマンに所在する免税有限責任資産運用会社（Exempted Company in Cayman with Limited Liability）及び分離ポートフォリオ会社（Segregated Portfolio Company）の分離ポートフォリオ（Segregated Portfolio）であることについて、LCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤治氏との面談等を通じて確認しております。

当社は、2025年5月1日に、LCAO及びMAP246に対して、第三者割当により第3回新株予約権を発行いたしました。もっとも、第3回新株予約権については、発行日から現在に至るまでの期間、当社の株価が下限行使価額である146円を下回る状況が多くを占めたことから、本日現在において行使されていないため、第3回新株予約権を取得し、消却することを決定しております。もっとも、本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50％に設定されていることから、下限行使価額が当初行使価額と同額に設定されていた第3回新株予約権に比べて調達可能性が高まっていると考えております。したがって、当社は、本株式第三者割当、第2回C B第三者割当及び本新株予約権第三者割当に関する発行条件等に鑑みると、今回の第三者割当においても、第3回新株予約権の取得及び消却を実施した上で、LCAO及びMAP246を割当予定先とすることに加え、新たにLCAOから指定を受けたBEMAPを割当予定先とすることが適切であるとの判断に至りました。

以上の経緯に基づき、本株式第三者割当、第2回C B第三者割当及び本新株予約権第三者割当について具体的に検討を進めた結果、各割当予定先から提案を受けた資金調達スキームは、足元での資金需要に対応するための機動的な調達を実現できるとともに、当社株式の流動性向上を図ることが可能な資金調達スキームであったこ

と、LCAMのこれまでの国内での活動及び実績や保有方針、前回の第三者割当における投資行動・新株予約権の行使実績等を総合的に勘案し、LCAMが一任契約に基づき運用を行っているLCAO、MAP246及びBEMAPを本株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当における割当予定先とすることが適切であると判断し、本株式第三者割当、第2回C B第三者割当及び本新株予約権第三者割当の実施を決定いたしました。

#### グロースパートナーズが管理・運用を行うG Pファンドを割当予定先に選定した理由

当社は、中長期的な企業価値向上を目的として、終活支援サービス事業を基盤とした終活プラットフォーム構築を重点戦略として掲げております。本プラットフォームは、利用者、サービス事業者、関係機関等を横断的に接続し、当社の持続的成長につながる新たな価値創出基盤となるものです。

この戦略の推進に当たり、当社は外部パートナーからの資本参加を、単なる資金調達ではなく、事業成長を共に創り上げる協働関係として重視しています。その観点から、成長ステージ企業の経営支援に高い実績を有するグロースパートナーズが管理・運用を行うG Pファンドを第1回C B第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

加えて、グロースパートナーズは、上場企業を中心とした多様な投資案件を通じて、企業価値向上支援に長年の実績とナレッジを蓄積しており、当社の事業フェーズに適した実務的な支援能力を有しています。同組合の投資活動は、投資先企業の中長期的な成長促進、経営管理体制の高度化、事業ポートフォリオの最適化など、資本と実務支援を組み合わせた“ハンズオン型価値創造”を特徴としております。

こうした豊富な支援実績と専門性は、当社が目指す終活プラットフォームの戦略的構築・展開において、極めて高いシナジーが見込めると判断しています。

グロースパートナーズとの間の資本提携により、当社は以下の効果を期待しています。

終活プラットフォーム構想の事業化及び市場投入の加速

経営管理・ガバナンス水準の強化

投資事業組合を含む外部ネットワークの活用による事業拡大支援

中長期的な事業基盤強化及び企業価値の向上

当社は、第1回C B第三者割当を通じて、経営基盤の強化と戦略の実行力向上を図り、持続的な企業価値創造に取り組んでまいります。そのため、当社は、2026年4月16日付で、グロースパートナーズとの間で事業提携契約(以下「本事業提携契約」といいます。 )を、グロースパートナーズが管理・運営を行うG Pファンドとの間で、G Pファンドに対して第1回新株予約権付社債を割り当てることを内容とする第1回C B引受契約を締結することといたしました。当社は、これらの契約に基づく業務資本提携(以下「本業務資本提携」といいます。 )を通じて、持続的な成長のための諸施策の検討及び着実な実行を積極的に推進してまいります。

#### (1) M & A戦略及びP M I (Post Merger Integration)体制の高度化

当社は複数領域(葬儀、石材、保険代理店等)の企業を対象とした戦略的M & Aを計画しており、その成功の鍵は、買収後の統合によるシナジーの早期具体化です。

グロースパートナーズは、

- ・財務・会計インフラの統合、
- ・K P I体系の整理・統一、
- ・ガバナンス及び内部統制の再構築、
- ・業務プロセスの統合・標準化、

に関して豊富な知見を有し、当社のP M I体制の強化及び統合プロセスの加速に寄与することが期待されます。

## (2) オペレーション改革による収益性向上

当社の事業領域は各事業者の運営効率に差異が大きく、標準化の不足が収益性向上の阻害要因となりやすいです。

グロースパートナーズは、

- ・小規模葬祭会館の標準オペレーションモデルの構築、
- ・石材・納骨堂運営における原価構造の最適化、
- ・業務プロセスの可視化及びボトルネックの解消、
- ・多拠点運営体制における業務ガイドラインの整備、

など、事業運営の高度化に向けた実行支援能力を有しており、当社の既存事業・取得事業の収益性向上に直接的な効果を発揮します。

## (3) 経営管理 (Management Control) 基盤の強化

事業規模の拡大及び多事業ポートフォリオ化に伴い、管理会計体系・財務統制・ガバナンスの高度化は必須であります。

グロースパートナーズは投資先企業に対する

- ・事業別及びセグメント別損益管理の導入、
- ・予算管理・フォーキャストプロセスの整備、
- ・内部統制及びリスクマネジメントシステムの構築支援、
- ・経営会議体の運営改善、

等に強みを持ち、中期的な経営管理レベルの向上に資する支援が期待されます。

## (4) DX推進・システム導入におけるプロジェクトマネジメント支援

当社は終活領域における顧客管理、案件管理、現場オペレーション、マーケティング等、全社横断のDX推進を戦略の中核と位置づけています。

グロースパートナーズは、

- ・システム要件定義の整理、
- ・全社及び現場ヒアリングに基づく業務フロー再構築、
- ・IT導入プロジェクトのPMO (Project Management Office) 支援、
- ・データ基盤整備及び経営ダッシュボード構築、

において実務レベルのハンズオン支援を提供でき、DX施策の確実な実装に貢献すると見込まれます。

## (5) マーケティング戦略の科学的的手法導入と新規事業拡大支援

終活サービスは顧客行動が多様かつ情報非対称性も高い領域であり、マーケティングの仕組み化が事業成長を左右します。

グロースパートナーズは、

- ・顧客獲得コスト(CAC)の最適化、
- ・デジタルマーケティングの導入・運用改善、
- ・ブランディング戦略の再定義、
- ・終活支援や相談窓口等の新規事業開発の事業性検証(POC支援)、

など、成長エンジンの強化に資する専門的支援が可能です。

本事業提携契約に基づき当社グループがグロースパートナーズから受ける支援の概要は以下のとおりです。

当社が構築しようとしている新経営方針に則った事業別戦略支援

ポートフォリオ戦略の検討実行支援

財務戦略(BSマネジメント)の策定実行支援

経営管理の高度化支援(KPI設計を含みます。)

M&A支援(PMI・各種シナジー施策を含みます。)

事業の競争力確保に向けた各種施策推進の支援(同社のネットワークを活用した新規クライアントの獲得支援、マーケティング支援など)

投資家視点を踏まえたIR支援

アリスタゴラ・アドバイザーズが組成するバリュウアップ・ファンドを割当予定先に選定した理由

当社は、中長期的な企業価値向上を図ることを目的とする財務戦略の一環として、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ(以下「アリスタゴラ・アドバイザーズ」といいます。)が運用するバリュウアップ・ファンドを、本新株予約権の割当予定先として選定することを決定しました。

当該決定に係る背景及び選定理由は以下のとおりです。

1. 当社が推進する終活プラットフォーム構想との適合性

当社は、人生の最終局面に関連する各種サービスの一体的提供を目的とした終活プラットフォーム構想を推進しており、金融・資産管理領域は当該構想において中核的領域として位置付けられています。

バリュウアップ・ファンドの運用者であるアリスタゴラ・アドバイザーズは、資産運用助言業務及び富裕層向け金融サービス領域において一定の実務経験を有しており、当社が掲げる当該構想との整合性が認められます。

2. 富裕層向け付加価値サービスの高度化に資する点

当社は、終活領域における資産承継、相続設計その他関連サービスの内容拡充を検討しているところ、アリスタゴラ・アドバイザーズは、富裕層及び企業オーナー層を対象とした金融アドバイザー業務に関する知見を有しており、これらの知見及び顧客基盤は、当社が提供を企図する付加価値サービスの質的向上に寄与する可能性があるものと認識しています。

3. 経営判断の高度化に資する外部専門性

バリュウアップ・ファンドは、企業価値評価、財務戦略、資本政策、ガバナンス等に関連する専門的知見を有しており、当社の経営施策に対し、独立した外部専門家としての助言機能を提供し得ると考えられます。

なお、バリュウアップ・ファンドによる支援は、特定事業への直接的関与(いわゆるハンズオン支援)を前提とするものではなく、当社の意思決定の精度向上に資する戦略的助言として位置付けられます。

4. 中長期的観点に基づく安定的株主構成の形成

バリュウアップ・ファンドは、企業価値向上を重視する中長期的投資姿勢を基本方針としており、短期的利益の追求を目的とするものではありません。

この点を踏まえ、同ファンドを本新株予約権第三者割当の割当予定先として選定することは、当社の株主構成の安定化及び中長期的な事業運営の確実性向上に資するものと判断しております。

5. 外部ネットワークを通じた事業機会拡大の可能性

アリスタゴラ・アドバイザーズは、富裕層顧客、専門家(士業等)、事業会社等とのネットワークを保有しており、当該ネットワークの活用により、当社の終活プラットフォーム構想における事業協業及び新規顧客層の獲得につながる可能性があるものと認識しています。

以上を踏まえ、当社は、本新株予約権の割当予定先としてバリュウアップ・ファンドを選定したものであります。

## (4) 割り当てようとする株式、新株予約権及び本新株予約権付社債の数

当社は、各割当予定先に以下に記載する数の本株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債を割り当てます。

LCAO	本株式	790,300株
	第2回新株予約権付社債	15個(第2回新株予約権付社債に付された新株予約権が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数 1,456,310株)
	本新株予約権	67,327個(その目的となる株式 6,732,700株)
MAP246	本株式	85,400株
	第2回新株予約権付社債	2個(第2回新株予約権付社債に付された新株予約権が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数 194,174株)
	本新株予約権	7,278個(その目的となる株式 727,800株)
BEMAP	本株式	192,200株
	第2回新株予約権付社債	3個(第2回新株予約権付社債に付された新株予約権が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数 291,262株)
	本新株予約権	16,377個(その目的となる株式 1,637,700株)
G P ファンド	第1回新株予約権付社債	40個(第1回新株予約権付社債に付された新株予約権が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数 4,545,454株)
バリューアップ・ファンド	本新株予約権	80,000個(その目的となる株式 8,000,000株)

## (5) 株券等の保有方針

LCAO、MAP246及びBEMAP

割当予定先であるLCAO、MAP246及びBEMAPとの間で、本株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、継続保有及び預託の取り決めはありません。

当社は、LCAO、MAP246及びBEMAPより、本第三者割当の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

なお、本新株予約権については、当社の資金需要を考慮した上で、市場への状況等を常に留意しながら行使する方針である旨、また、第2回新株予約権付社債の転換後の当社普通株式及び本新株予約権の行使後の当社普通株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であり短期保有目的である旨、LCAO、MAP246及びBEMAPの資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤治氏から口頭で確認しております。当社とLCAO、MAP246及びBEMAPの資産運用を一任されているLCAMとの協議において、第2回新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、LCAO、MAP246及びBEMAPが適宜市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却する方針である旨を口頭で確認しております。

なお、本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要するものとなっております。取締役会の決議により当社の承認をもって本新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社会的勢力でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権及びその行使により取得する当社普通株式の保有方針の確認、本新株予約権引受契約上の本新株予約権の行使制限条項について譲受人が引き継ぐことを確認し、当社取締役会で本新株予約権の譲渡が承認された場合は、その内容を開示いたします。また、第2回新株予約権付社債の譲渡についても取締役会の承認を要するものとなっております。取締役会の決議により当社の承認をもって第2回新株予約権付社債の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認・反社会的勢力でないことの確認、第2回新株予約権付社債及びその転換により交付を受けることとなる当社普通株式の保有方針を確認し、当社取締役会で第2回新株予約権付社債の譲渡が承認された場合は、その内容を開示いたします。

G P ファンド

当社は、G P ファンドが当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(第1回新株予約権付社債を普通株式に転換した上で売却する際における投資資金の回収)を目的としているため、第1回新株予約権付社債を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない方針である旨の説明をG P ファンドの業務執行組合員であるグロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭にて受けております。但し、第1回新株予約権付社債の転換により交付を受けることとなる当社普通株式については、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しつつ売却する方針です。

#### バリュアアップ・ファンド

バリュアアップ・ファンドは当社の関係会社であり、同ファンドによる当社株式の保有は、関係維持及び事業連携の円滑化を目的とするものです。当該株式の保有方針については、当面継続保有する旨の意向を確認しています。

#### (6) 払込みに要する資金等の状況

##### LCA0

当社は、LCA0について、2024年12月期のErnst&Youngによる監査済み財務書類及びLCA0の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2026年3月5日から2026年3月10日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、LCA0より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、LCA0の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びLCA0が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降LCA0の保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せてLCA0の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤治氏からのヒアリングにより確認いたしました。

##### MAP246

当社は、MAP246について、2024年12月期のGrant Thorntonによる監査済み財務書類及びMAP246の保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2026年3月5日から2026年3月10日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、MAP246より資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、MAP246の財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びMAP246が現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降MAP246の保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せてMAP246の資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤治氏からのヒアリングにより確認いたしました。

##### BEMAP

当社は、BEMAPについて、2024年12月期のDeloitteによる監査済み財務書類及びBEMAPの保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの2026年3月6日から2026年3月6日現在までにおける残高証明書を確認するとともに、BEMAPより資金拠出を確約するコミットメントレターを受領しております。当社は、BEMAPの財務書類に記載されるキャッシュフロー上の入出金の金額及びBEMAPが現在運用している資金の残高を確認するとともに、上記残高証明書の日付以降BEMAPの保有財産に重大な変更がないことを上記書類の確認と併せてBEMAPの資産運用を一任されているLCAMのInvestment AdvisorであるLong Corridor Global Asset Managementの日本共同代表者伊藤治氏からのヒアリングにより確認いたしました。

##### GPファンド

第1回新株予約権付社債の発行に係る払込みに要する資金について、当社は、GPファンドから、その取引銀行に係る口座残高の写し(2026年2月19日付)の提供を受け確認したところ、当該残高は第1回新株予約権付社債の発行に係る払込金額を上回っていました。グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏によれば、かかる資金は、GPファンドの組合員がGPファンドに出資した金銭であるとのことです。

かかる結果を踏まえ、当社は、第1回新株予約権付社債の発行に係る払込みに確実性があると判断しております。

#### バリュアアップ・ファンド

当社は、バリュアアップ・ファンドの本新株予約権に係る払込みに要する財産の存在について、バリュアアップ・ファンドから2026年3月5日に同社名義の預金通帳の写しを受領して、本新株予約権第三者割当の払込みに必要かつ十分な現金及び預金を有していることを確認しており、同社による本新株予約権第三者割当の払込みに関して確実性があるものと判断しております。一方、バリュアアップ・ファンドの本新株予約権の行使に係る払込みに要する財産の存在については、2026年3月5日時点においてバリュアアップ・ファンドがその出資者に対してキャピタルコールにより確保可能な金額の残高が払込に要する資金を上回っていること、バリュアアップ・ファンドの出資者はキャピタルコールを受けた場合には出資を行うことが義務付けられていること、及び、バリュアアップ・ファンドの出資者がキャピタルコールを受けた場合に、出資を行うための十分な資金を有していることを、2026年3月5日までに、アリストゴラ・アドバイザーズよりヒアリングにて確認していることから、バリュアアップ・ファンドが本新株予約権を行使する際には、バリュアアップ・ファンドが本新株予約権の行使に係る払込みに要する資金を確保できるものと判断しております。

以上より、本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

#### (7) 割当予定先の実態

##### LCAO、MAP246及びBEMAP

当社は、LCAO、MAP246、BEMAP及びLCAM、LCAO、MAP246及びBEMAPの出資者及びディレクター、並びにLCAMのディレクター(以下「LCAM関係者」と総称します。)が、反社会的勢力であるか否か、及びLCAM関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(代表取締役: 小坂橋仁、住所: 東京都千代田区九段南二丁目3番14号 靖国九段南ビル2階)に調査を依頼し、2026年3月2日に調査報告書を受領いたしました。同社からは、各種公開情報、公簿、デスクトップサーチ及び独自データベースで照会を行ったとの報告を受けております。当該調査報告書において、LCAM関係者が反社会的勢力である、又はLCAM関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社はLCAO、MAP246及びBEMAPが反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。なお、LCAMは、LCAO及びMAP246が保有する株券について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有しています。

##### G Pファンド

G Pファンドが取得する有価証券に関する投資判断権限、及びG Pファンドが保有する株式に係る株主としての権利の行使権限又はその指図権限は、G Pファンドの業務執行組員であるGrowth Partners LLP有限責任事業組合が有しており、その他の第三者に帰属していない旨を、グロースパートナーズの代表取締役である古川徳厚氏から口頭で確認しております。当社は、かかる説明を踏まえ、G Pファンド、その業務執行組員及びその役員、並びにG Pファンドの全出資者(以下「G Pファンド関係者」と総称します。)が、反社会的勢力であるか否か、及びG Pファンド関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、リスクプロ株式会社に調査を依頼し、2026年3月2日に調査報告書を受領いたしました。同社からは、各種公開情報、公簿、デスクトップサーチ及び独自データベースで照会を行ったとの報告を受けております。当該調査報告書において、G Pファンド関係者が反社会的勢力である、又はG Pファンド関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社はG Pファンドが反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

##### バリューアップ・ファンド

当社は、バリューアップ・ファンド及びバリューアップ・ファンドの出資者(以下「バリューアップ・ファンド関係者」といいます。)が、反社会的勢力であるか否か、及びバリューアップ・ファンド関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、アリスタゴラ・アドバイザーズの方針及びバリューアップ・ファンドの出資者から同意を得られていないことを理由として出資者の具体的な名称をバリューアップ・ファンドより開示を受けることができなかつたため、本第三者割当の検討にあたって起用したアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業がバリューアップ・ファンドから出資者の具体的な名称の開示を受け、同法律事務所を通じてリスクプロ株式会社に調査を依頼し、2026年3月9日に同法律事務所が調査報告書を受領いたしました。同社からは、各種公開情報、公簿、デスクトップサーチ及び独自データベースで照会を行ったとの報告を受けております。当該調査報告書において、バリューアップ・ファンド関係者が反社会的勢力である、又はバリューアップ・ファンド関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はなかつた旨、同法律事務所より報告を受けております。以上のことから、当社はバリューアップ・ファンドが反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。なお、アリスタゴラ・アドバイザーズは、バリューアップ・ファンドが保有する株券について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

但し、当社が第1回C Bの割当予定先及び第2回C Bの割当予定先との間で締結する予定の第1回C B引受契約及び第2回C B引受契約において、本新株予約権付社債については、当社の取締役会の承諾を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできない旨が定められる予定です。なお、第1回C Bの割当予定先及び第2回C Bの割当予定先が、本新株予約権付社債の転換により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

また、当社が本新株予約権の割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権引受契約において、本新株予約権については、当社の取締役会の承諾を得た場合を除き、当社以外の第三者に対して譲渡を行うことはできない旨が定められる予定です。なお、本新株予約権の割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

#### a 本株式

本株式の発行価額につきましては、本株式の割当予定先との協議・交渉の結果、本株式第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である2026年4月15日(以下「直前営業日」といいます。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である114円を基準とし、当該金額に対し10%のディスカウントをした103円とすることといたしました。

ディスカウント率については、当社と本株式の割当予定先との間で、割当の規模、当社の株式の過去一定期間の株価、流動性等を総合的に勘案し、割当株式数及び合理的な払込金額について協議した結果、合意したものです。本株式の割当予定先からの日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日付。以下「日証協指針」といいます。)に準拠する10%を超えない範囲でのディスカウントの要望について、当社といたしましては、本株式第三者割当の実施の必要性と本株式の割当予定先の保有期間中の株価下落リスクも考慮し、発行価額について本株式の割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れました。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本株式の発行価額は、日証協指針に準拠した適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、取締役会に出席した当社監査役3名(うち2名が社外監査役)全員は、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本株式の発行が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見を表明しております。

#### b 第1回新株予約権付社債

当社は、第1回新株予約権付社債の払込金額の決定に当たり、第1回新株予約権付社債の発行要項及びG Pファンドとの間で締結する第1回C B引受契約に定められた諸条件を考慮した第1回新株予約権付社債の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(住所:東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者:山本顕三)(以下「赤坂国際会計」といいます。)に依頼しました。赤坂国際会計は、第1回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年4月15日)の市場環境やG Pファンドの権利行使行動及びG Pファンドの株式処分コスト等を考慮した一定の前提(当社の株価(114円)、ボラティリティ(46.8%)、予定配当額(0円)、無リスク利率(1.8%)及びクレジットスプレッド(2.7~5.5%)並びにG Pファンドが1日当たりの市場出来高(直近5年間にわたる日次出来高の実績水準193千株)の一定割合(12.5%)の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施することを含みます。)を置き、第1回新株予約権付社債の評価を実施しています。

第1回新株予約権付社債の当初の転換価額につきましては、110円と決定いたしました。これは、直前営業日までの直前1か月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値(115円)の95%に相当する金額です。基準となる価格について、当該直前営業日の終値ではなく、当該単純平均値を採用した理由は、地政学リスク等により足元の株式市場はボラティリティが高まっており、当社の株価も一時的にその影響を受ける可能性が否定できないこと、当該特殊事情の影響を受けた特定の一時点の株価を意図的に選択して転換価額を決定するといった恣意的な転換価額の決定の可能性を排除できることから、直前営業日の終値という一時点の株価より、一定期間の平均株価という平準化された値を参照すべきであると考えたためです。また、第1回新株予約権付社債が今後長期に亘って転換される可能性があるものであることを踏まえ、一時点の株価ではなく、一定期間の平均株価という平準化された値を基準に考えることが適切であると考えたため、上記単純平均値を基準として採用し、その上でG Pファンドと協議を行った結果、95%のディスカウントを付した110円(小数点第一位を四捨五入)とすることに合意しました。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためであり、G Pファンドと協議の上決定いたしました。なお、この転換価額は、直前営業日における当社普通株式終値114円に対して3.5%のディスカウントです。

また、第1回新株予約権付社債の転換価額は、GPファンドとの協議により、各第1回CB修正日ごとに各第1回CB修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(第1回CB修正日価額)が、第1回CB修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、第1回CB修正日以降、第1回CB修正日価額に修正されるものとしております。第1回CB修正日価額は、当社はグロースパートナーズと事業提携契約を締結し、グロースパートナーズが管理・運営を行うファンドであるGPファンドは第1回新株予約権付社債を中長期で保有する方針であることや、第1回CB修正日の直前営業日の株価や短期間の株価の平均値に基づき修正後の転換価額を決定する場合、第1回CB修正日の終値が第1回CB修正日前後の当社の株価の動向から逸脱した額となる可能性が否定できないこと、当社及びGPファンド双方にとって恣意性のない公平な修正基準を確保することが可能なこと等を踏まえて、第1回CB修正日の直前営業日の終値や短期間の終値の平均値ではなく、第1回CB修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値を第1回CB修正日価額とすることが合理的と考えております。また、転換価額の下修正条項があり実質的に当初転換価額が上限である修正条件については、第1回新株予約権付社債の発行により速やかな資金調達ができることや当社の財務状況に鑑みれば第1回新株予約権付社債は速やかに資本への転換が進むことが望ましいところ、下方修正条項により資本への転換が進む蓋然性が高まることを考慮すれば特に不合理ではないと考えております。なお、下限転換価額は、グロースパートナーズから提案を受けた発行決議日の直前取引日終値の55%に相当する金額としておりますが、本新株予約権の下限行使価額の水準を上回っていることや、類似の新株予約権付社債の発行例と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。

その上で、当社は、第1回新株予約権付社債の発行価格(各社債の金額100円につき金100円)を赤坂国際会計による価値算定評価額のレンジ(各社債の金額100円につき金95.4円~101.0円)の範囲内の価格で決定しております。また、第1回CB社債に第1回転換社債型新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益と、第1回転換社債型新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、第1回転換社債型新株予約権の実質的な対価が第1回転換社債型新株予約権の公正な価値を上回っていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、第1回新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、本第三者割当に係る取締役会決議に出席した当社監査役3名(うち2名が社外監査役)全員は、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、第1回新株予約権付社債の発行条件が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見を表明しております。

#### c 第2回新株予約権付社債

当社は、第2回新株予約権付社債の払込金額の決定に当たり、第2回新株予約権付社債の発行要項及び第2回新株予約権付社債の割当予定先との間で締結する第2回CB引受契約に定められた諸条件を考慮した第2回新株予約権付社債の価値評価を赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、第2回新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(2026年4月15日)の市場環境や第2回新株予約権付社債の割当予定先の権利行使行動及び第2回新株予約権付社債の割当予定先の株式処分コスト等を考慮した一定の前提(当社の株価(114円)、ボラティリティ46.8%、予定配当額(0円)、無リスク利率(1.8%)及びクレジットスプレッド(2.7~5.5%)並びに第2回新株予約権付社債の割当予定先が1日当たりの市場出来高(直近5年間にわたる日次出来高の実績水準193千株)の一定割合(12.5%)の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施することを含みます。)を置き、第2回新株予約権付社債の評価を実施しています。

第2回新株予約権付社債の当初の転換価額につきましては、103円と決定いたしました。これは、直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(114円)の90%に相当する金額です。

また、第2回新株予約権付社債の転換価額は、第2回新株予約権付社債の割当予定先との協議により、各第2回CB修正日ごとに各第2回CB修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(第2回修正日価額)が、第2回CB修正日に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、第2回CB修正日以降、第2回CB修正日価額に修正されるものとしております。第1回新株予約権付社債と異なり、一定期間の平均値ではなく、第2回CB修正日の直前取引日の東京証券取引所における終値を参照して転換価額が修正される仕組みであり、第2回CB修正日の直前取引日の終値が第2回CB修正日前後の当社の株価の動向から逸脱した額となる可能性も否定はできませんが、第2回CB修正日の直前取引日の終値は、第2回CB修正日における当社の企業価値を反映したものであり、当社及び第2回新株予約権付社債の割当予定先にとって公平な修正基準であると考えております。転換価額の修正条項については、第2回新株予約権付社債の発行により速やかな資金調達ができることや当社の財務状況に鑑みれば第2回新株予約権付社債は速やかに資本への転換が進むことが望ましいところ、転換価額が下方に修正されたとしても、資本への転換が進む蓋然性が高まることを考慮すれば特に不合理ではないと考えております。なお、下限転換価額は、第2回新株予約権付社債の割当予定先から提案を受けた発行決議日の直前取引日終値の70%に相当する金額としており、類似の新株予約権付社債の発行例と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。

その上で、当社は、第2回新株予約権付社債の発行価格(各社債の金額100円につき金90円)を赤坂国際会計による価値算定評価額のレンジ(各社債の金額100円につき金89.5円~93.3円)の範囲内の価格で決定しております。また、第2回C B社債に第2回転換社債型新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益と、第2回転換社債型新株予約権自体の金融工学に基づく公正な価値とを比較し、第2回転換社債型新株予約権の実質的な対価が第2回転換社債型新株予約権の公正な価値を上回っていること、及びその算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から、第2回新株予約権付社債の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、本第三者割当に係る取締役会決議に出席した当社監査役3名(うち2名が社外監査役)全員は、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、第2回新株予約権付社債の発行条件が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見を表明しております。

#### d 本新株予約権

当社は、本新株予約権の払込金額の決定に当たり、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権の割当予定先との間で締結する本新株予約権引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を赤坂国際会計に依頼しました。当社は、当該算定機関が下記的前提条件を基に算定した評価額(本新株予約権1個当たり15円)を参考に、本新株予約権の割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額としました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。当該算定機関は、直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値114円、ボラティリティ46.8%、予定配当額0円/株、無リスク利率1.8%、クレジットスプレッド2.7~5.5%や、当社の資金調達需要、本新株予約権の割当予定先の株式処分コスト及び権利行使行動及び株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社の資金調達需要は行使期間中に様に発生すること、当社は行使価額修正選択決議の実施により権利行使の促進や調達金額の増加が見込まれる場合には、速やかに行使価額修正選択決議を実施すること、及び本新株予約権の割当予定先が1日当たりの市場出来高(直近5年間にわたる日次出来高の実績水準193千株)の一定割合(12.5%)の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること等を含みます。)を仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、算定機関における算定結果を参考に、本新株予約権の割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、当初、直前営業日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額である103円とするとともに、行使価額修正選択決議後の本新株予約権の行使価額も、新株予約権修正日に、新株予約権修正日の直前の金曜日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である57円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%に相当する金額で設定されており、特に不合理な水準ではないと考えております。

また、本第三者割当に係る取締役会決議に出席した当社監査役3名(うち2名が社外監査役)全員は、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見を表明しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式第三者割当による発行株式数1,067,900株に、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数6,487,201株及び本新株予約権が当初行使価額で全て行使された場合に交付される株式数17,098,200株を合算した総株式数は24,653,301株(議決権数246,533個)であり、2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数(17,393,505株)に対する比率は141.74%(小数点以下第三位を四捨五入)、同日現在の当社の議決権総数(173,788個)に対する比率は141.86%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。

しかしながら、本第三者割当は、グロースパートナーズとの事業提携により当社の事業価値の向上が期待できることに加え、本第三者割当により調達する資金を、上記「8 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資すると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、本第三者割当に係る発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。また、本第三者割当は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせることを内容としているため、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、下記「6 大規模な第三者割当の必要性(2)大規模な第三者割当を行うことにつ

いての判断の過程」に記載のとおり、本第三者割当につき、必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。

以上より、当社は、本第三者割当による資金調達に係る発行数量及び希薄化の規模は、本第三者割当が当社において急務となっている資金調達であるとともに、当社の収益構造の改善の実現に繋がるものであり、中長期的にみて当社の企業価値及び株主価値の向上に資することから、相当程度の希薄化が伴うとしても、合理的であると判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本株式第三者割当による発行株式数1,067,900株に、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数6,487,201株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数17,098,200株を合算した総株式数は24,653,301株(議決権数246,533個)であり、2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数(17,393,505株)に対する比率は141.74%(小数点以下第三位を四捨五入)、同日現在の当社の議決権総数(173,788個)に対する比率は141.86%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。

したがって、25%以上の希薄化が生じることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
バリューアップ・ファンド投資 事業有限責任組合	東京都港区愛宕二丁目5番1 号 愛宕グリーンヒルズMORIタ ワー35階	6,023	34.66%	14,023	33.36%
Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	850	4.89%	9,829	23.39%
G P 上場企業出資投資事業有限 責任組合	東京都目黒区自由が丘2-16-12 RJ3			4,545	10.81%
BEMAP Master Fund Ltd.	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1- 1104, Cayman Islands			2,121	5.05%
MAP246 Segregated Portfolio	190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1- 9008, Cayman Islands	150	0.86%	1,157	2.75%
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁 目7番1号	405	2.33%	405	0.96%
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目 2番1号	301	1.74%	301	0.72%
阪田 和弘	鳥取県鳥取市	190	1.10%	190	0.45%
BNP PARIBAS, TAIPEI BRANCH ( 常任代理人 BNPパリバ証 券株式会社 )	4/F, 52 MIN SHENG EAST ROAD, SEC 4, TAIPEI 105, TAIWAN, R.O.C. ( 東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号 )	184	1.06%	184	0.44%
ニチリョク役員持株会	東京都中央区八重洲一丁目7番 20号	182	1.05%	182	0.43%
計		8,287	47.69%	32,940	78.37%

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年3月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

- 2 「割当後の所有株式数」は本株式、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本株式、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に交付される株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
- 3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。
- 4 LCAO、MAP246及びBEMAPの「割当後の所有株式数」は、本株式、第2回新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に取得する当社普通株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。上記「1 割当予定先の状況 (5) 株券等の保有方針」に記載のとおり、LCAO、MAP246及びBEMAPは、第2回新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、LCAO、MAP246及びBEMAPが株価の推移の状況を適宜判断した上、第2回新株予約権付社債の転換又は本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針であるため、LCAO、MAP246及びBEMAPは割当後における当社の大株主にはならないと見込んでいます。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本株式第三者割当による発行株式数1,067,900株に、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数6,487,201株及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数17,098,200株を合算した総株式数は24,653,301株(議決権数246,533個)であり、2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数(17,393,505株)に対する比率は141.74%(小数点以下第三位を四捨五入)、同日現在の当社の議決権総数(173,788個)に対する比率は141.86%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。本第三者割当は、このような希薄化による既存の株主への影響を伴いますが、上記「3 発行条件に関する事項」の「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本第三者割当は、グロースパートナーズとの事業提携により当社の事業価値の向上が期待できることに加え、本第三者割当により調達する資金を、上記「8 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資すると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、本第三者割当に係る発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、当社は、以上の点に加え、下記「(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載の経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を踏まえ、これらを総合的に考慮した結果、本第三者割当による希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当による希薄化率は141.86%となり、希薄化率が25%以上となることから、既存株主の皆様には大きな影響が生じることに鑑み、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きのいずれかを要することになります。また、本新株予約権第三者割当の割当予定先であるバリュアアップ・ファンドは当社親会社であり、本新株予約権第三者割当は東京証券取引所の定める有価証券上場規程第441条の2第1項に規定する支配株主との重要な取引等に該当します。当社は、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

経営者から一定程度独立した者として、当社の経営に関する実情を把握している当社の社外監査役である野口和弘氏及び砂田有史氏、並びに当社と利害関係のない社外有識者である弁護士仁科秀隆氏(中村・角田・松本法律事務所)の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性、並びに当社による本第三者割当の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるかについて客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年4月15日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

#### (本第三者委員会の意見の概要)

##### 第1 諮問事項に対する当委員会の意見

- 1 本第三者割当には必要性及び相当性が認められる。
- 2 本新株予約権第三者割当のうちバリュアアップ・ファンドを割当予定先とするものについての決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでない認められる。

##### 第2 当委員会の意見の理由

###### 1. 本第三者割当の必要性

###### (1) 本第三者割当を実施する理由・背景

###### ア 当社による説明

当社によれば、本第三者割当を含む本資金調達を実施する理由・背景は以下のとおりである。

すなわち、本資金調達は、当社が「終活ビジネスにおける新たなプラットフォーム」として、これまで個別に展開されてきたお墓・葬祭といった既存事業に加え終活支援サービスを統合し、終活を基軸としたライフエンド領域全体のバリューチェーンを再構築することを目的として実施するものである。

具体的には、当社は従来の墓地・納骨堂を起点とするビジネスモデルが、少子高齢化や「墓じまい」等の需要変化により限界を迎えていると認識している。そのため、当社としては、今後は多様化する終活ニーズに包括的に対応するため、供養・葬祭・金融支援等を一体的に提供する垂直統合型事業モデルへ転換する必要があると認識している。

本資金調達は、その実現に向けたM & A、新施設建設、DX推進等の先行投資に充て、終活ビジネスの新たなプラットフォーム構築を目指すものである。

これらの施策により、当社はライフエンド領域における垂直統合型の事業モデルを確立し、顧客接点の一元化、サービス品質の均質化、運営効率の最適化を実現するほか、高齢化の進展、後継者不足、需要構造の変化といった産業全体の課題に対し、地域社会にとって持続可能な供養・葬祭の提供体制を構築することで、中長期的な成長基盤を確固たるものとすることを企図している。

こうした戦略を推進するための基盤強化を図るのが、本第三者割当を含む本資金調達を実施する理由である。

イ 検討

上記記載の本第三者割当の理由・背景については、当社の過去の業績の実績や、当社が2025年11月14日に公表した中期経営計画と照らしても矛盾するところがなく、合理的な根拠に基づいているものと認められる。

実際、当社は中期経営計画において、長年取り組んできた「守り(資産・負債の圧縮)」から「攻め(成長に向けた取組強化)」へとシフトし、反転攻勢を目指すものとし、最終的には、終活全般をコンシェルジュのように支援する「シニアライフコンサルティング企業」への進化を掲げている。このような中期経営計画において示されたビジョンと、本第三者割当で掲げられている「ライフエンド領域における垂直統合型の事業モデルを確立」という理由は、軌を一にするところである。そして、現在の当社の財務状況からすれば、こうしたビジネスモデルの転換のために必要な資金を自己資金だけで賄うことは難しく、何らかの資金調達が必要になることも客観的に見て明らかである。

このように、本第三者割当は、こうした中期経営計画の実現のために必要となる事業成長戦略の推進に向けられたものであるから、過去の当社における開示の内容に沿った方向性のものであり、合理的な資金調達の必要性に基づくものと認められる。

(2) 資金使途の合理性

ア 当社による説明

次に本第三者割当による手取金の資金使途について、当委員会は当社から次のような説明を受けた。なお、当委員会が当社から受けた説明は、当社プレスリリースにおける記述と矛盾するところはなく、整合的である。

<本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込みにより調達する資金の具体的な使途>

	具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
	納骨堂に関する事業譲受	250	2026年5月～2026年6月
	M & Aによる葬儀会社の株式取得	185	2026年5月～2026年7月
	M & Aによる石工事業者の株式取得	80	2026年5月
	M & Aによる保険代理店事業者の株式取得	150	2026年6月～2026年7月
	M & Aによる葬儀会社の株式取得	100	2026年7月～2027年3月
	終活ビジネスとの連携のDX関連への資本業務提携	10	2026年8月
	合計	775	-

## &lt; 本新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途 &gt;

	具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
	M & Aによる株式取得	361	2026年10月～2028年3月
	新規小規模葬祭会館への内外装工事	200	2026年10月～2028年12月
	借入金返済	1,000	2028年4月～2028年12月
	マーケティング費用	100	2026年6月～2027年3月
	システム投資	20	2026年8月～2026年12月
	システム投資	80	2028年4月～2028年12月
	合計	1,761	-

上記の詳細は、下記のとおりである。

## 納骨堂に関する事業譲受について

首都圏では「墓じまい」需要が高まり、アクセスが良く管理負担の少ない都市型納骨堂へのニーズが顕著である。当社が事業譲受予定の茗荷谷「縁の園」は、駅から至近という利便性を備え、現代の供養スタイルに合致した物件である。すでに運営中の赤坂の拠点との間で、ノウハウ共有やマーケティング効率の向上といったシナジーが期待できる。当該事業譲受は、拡大する市場への対応と既存事業の強化を両立させる戦略的な取り組みである。

## 及び M &amp; Aによる葬儀会社の株式取得について

まず については、地方の葬祭事業者は高い技術を持つ一方、後継者不在等の課題を抱えている。当社はこうした事業者を対象にM & Aを行い、地方の熟練した技術やノウハウを、当社の首都圏での運営力やマーケティング力と融合させる戦略を掲げる。単なるエリア拡大に留まらず、組織内での技術交流を通じて全社的なスキル底上げを図ることで、中長期的な競争力を強化し、投資合理性と質的成長を伴う事業承継の実現を目指す。

そして、上記 については、当社が の戦略に基づき、地域密着型の葬儀事業者を対象としたとは別のM & Aを検討するものである。後継者難に直面する地方事業者が築いてきた地域ネットワークや高品質なサービス、効率的なオペレーションを継承し、当社の経営資源と統合する。これにより、地域社会へ安定した葬祭サービスを継続提供する体制を構築するとともに、事業基盤の拡大と人材確保・育成を加速させ、中長期的なグループ全体の企業価値向上につなげる。

## M &amp; Aによる石工事業者の株式取得について

社寺仏閣の石工事で実績を持つ卓越した技術資産を有する事業者との連携により、墓所事業の競争優位性を高める。当社の特許技術「倒れないお墓」や高付加価値製品と、熟練職人の高度な施工技術を組み合わせることで、模倣困難なポートフォリオを構築する。既存の都市型墓所事業との相乗効果も大きく、ブランド価値向上や原価最適化を通じて、伝統技術と現代ニーズを融合させた唯一無二の価値創造と収益力強化を図る。

## M &amp; Aによる保険代理店事業者の株式取得について

終活市場が拡大する中、身辺整理だけでなく資産承継等の金融課題解決への需要が高まっている。当社は既存の強固な顧客基盤を背景に、不動産処分や保険見直しといった金融サービス領域へ本格的に拡張する。顧客の最も近い相談相手という独自のポジションを活かし、終活と金融をワンストップで提供することで、顧客価値の最大化と収益モデルの多角化を推進し、人口構造の変化を追い風とした持続的な企業価値向上を目指す。

#### 終活ビジネスとの連携のDX関連への資本業務提携

ライフエンディング領域のプラットフォームを目指す当社は、終活・相続手続の複雑化に対応するため、株式会社そうそうとの資本業務提携を予定している。世界初の公的個人認証を活用した同社の技術と、当社の終活支援プラットフォームを融合させることで、より安全性と信頼性の高いデジタルサービス体制を構築する。行政のデジタル化加速という市場変化を捉え、次世代型の終活サービス提供による事業機会の拡大を図る。

#### M & Aによる株式取得

当社は調達資金を、終活プラットフォーム事業の拡充と成長を加速させるためのM & A資金に充当する。同プラットフォームから既存の葬祭・お墓事業への送客を通じ、中長期的な企業価値向上を図る。具体的には、純資産1億円未満の中小葬祭事業者や終活関連事業者を対象とする。

#### 新規小規模葬祭会館への内外装工事

当社は調達資金を、葬祭事業の会館網再構築と効率向上を目的とした設備投資に充当する。具体的には、安定需要が見込まれる横浜市周辺において、賃貸物件を活用したアセットライト型の小規模葬祭会館を新規開設する。従来の大規模会館から転換し、資本効率と収益性の向上を図る。1会館あたりの年間施工能力は150～200件、投資額は約5,000万円を想定する。当面は4会館の開設を目指し、内装や設備等の費用として計2億円を充てる。

#### 借入金返済

当社は調達資金を、有利子負債の圧縮と財務体質の改善を目的とした借入金の返済に充当する。具体的には、2020年公表のシンジケートローン残債の返済に対して、最大10億円を上限に充てる予定である。

#### マーケティング費用

当社は中長期的な成長戦略として、終活支援サービスの拡充とブランド確立を推進する。団塊の世代やおひとりさま等を対象に、身元保証や生活支援、相続等の包括的なサービスを提供する。そのため、調達する資金を、こうした事業を主力とするためのブランディングやマーケティング施策に充当する。具体的にはブランド設計、広告宣伝、市場調査等に投資して認知度と信頼性を高め、継続的な顧客獲得と将来の収益基盤強化を目指す。

#### システム投資

導入から10数年が経過した現行の国産ERPパッケージが保守終了を迎えるため、次期基幹システムへの刷新を進める必要がある。最終的には現在のオンプレミス環境による運用コスト増大や業務効率低下といった課題を解消するため、クラウド化を軸とした新システムの導入を検討しているが、としてはひとまず会計・人事労務関連のパッケージソフトへの更新を行うことで、事業運営の効率化を目指す。

#### システム投資

当社は調達資金を、中長期的な成長を見据えた基幹システムの全面改修に充当する（パッケージソフトへの更新を検討しているとは異なり、開発を伴う改修を想定している）。現行システムは2016年に稼働し、主要事業を統合して運用されてきたが、段階的な機能追加により構造が複雑化し、保守性や拡張性に課題を抱えているほか、古い設計によるUI/UXが業務効率の低下を招いている。今後は既存データベース等を活用しつつ、システム構成の最適化や画面設計の刷新を行い、業務効率と安定稼働の確保を図る。

## イ 検討

上記A記載の資金使途について検討すると、まず については、前提となる環境分析（「墓じまい」需要の高まり等）も合理的であるし、資金使途の対象となる納骨堂の名称も場所も特定されており（なお、茗荷谷「縁の園」の取得については中期経営計画においても言及されている。）、資金使途として非常に具体的であるから、想定されている金額も含めて、不合理な点は見当たらない。

次に から については、いずれもM & Aを資金使途とするものである。M & Aについては、相手のある話であるものの、まず 及び については、既に具体的な相手方が想定されているプロジェクトであり、そのため、想定されている金額も含めて、資金使途として想定することに合理性が認められる。さらに、当委員会には、この 及び について、より詳細な説明が行われ、実際にプロジェクトが進行しており、プロジェクトにおいて実際に見えている金額を資金使途として掲げていること

(現実的な出捐の可能性がある金額をもって資金使途額としていること)も当委員会として確認している。

さらに、については、当社が中期経営計画で「シニアライフコンサルティング企業」への変革を掲げる中で、身元保証、遺品整理、不動産、保険サービスなどの終活関連サービスを強化するための連携や投資が計画されていることと平仄を合わせたものとなっており合理的である。想定されている金額についても、一般的なM&Aの金額として多額なものとはいえ、合理性が認められる。

続いてについても、後継者難に直面する地方事業者を買収の対象とするという点でと同じである。当社にとって、実際にのように実現間近の案件が存在することからみても、についても同様の案件が現れる現実的な可能性は十分に認められるから、資金使途として掲げる合理性があり、またその金額もと同様に設定されており、過大なものとはいえない。

次のについてもDX戦略の一環として、その必要性に関しては中期経営計画との平仄という観点からも是認できるし、については具体的な提携も予定されていて、その中で必要性が見えてきている費用を金額として計上しているものであるから、金額も合理的な根拠に基づいている。

続いて、本新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途について、はM&A戦略の一環としてからと同趣旨のものである。

また、については、既存事業の補完する機能を有するものであるし、横浜市という対象地域も決まっており、具体性を有する使途であるといえる。

このほか、については、上記とは異なり借入金の返済に充てるものであるが、当社の財務状況に照らして、本新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途としてが含まれることも不合理ではない。

さらに、についても、ビジネスモデルの転換を図るに当たって一定の知名度の向上は必要であり、そのためのマーケティング費用の支出も、顧客接点の深化という意味で合理的である。

そして、及びについては、当社の導入しているパッケージが保守終了を迎えるという具体的な根拠に基づくものであるし、中期経営計画において、CRM(顧客関係管理)データの統合と可視化や業務プロセスのデジタル化(仕組み化)について触れられていることからみても、こうした当社のDX戦略のためにシステム投資が必要なことが認められる。想定される金額についても、実際に必要性が認められる金額を積み上げて算出しているものであるから、合理的な推計に基づいているものと考えられる。

### (3) 小括

上記のような(2)のからまでに掲げられた資金使途は比較的早期に必要性が認められる項目である。このほか、本新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途として、(2)からについても、その資金使途の必要性と、必要となる時期について、違和感のある説明はない。

以上で述べてきたとおり、本第三者割当を実施する理由・背景に関する当社の説明には不合理な点は見当たらない。また、本第三者割当による手取金の資金使途の項目及びその金額並びに支出時期の予定に関する当社の説明についても、過去の当社の開示内容(とりわけ、中期経営計画)との関係で整合的に説明ができるものであり、矛盾するところは見当たらない。そのため、本第三者割当による手取金を、資金使途として記載された項目に用いることは、中期経営計画の実現や、ひいてはそれを通じた当社の企業価値の向上という合理的な目的に基づくものであると認められる。

また、資金使途については、それぞれ、いずれも具体的な必要金額や具体的な支出時期が念頭に置かれて検討が行われており、合理的な推計に基づくものと認められる。

以上のとおりであるから、本第三者割当は、当社の課題解決に資するものであって、必要性が認められる。

## 2. 本第三者割当の相当性

### (1) 他の資金調達手段との比較

#### ア 他の方法による増資との比較

当社が資金調達手段として採り得るものとして、増資の中でいえば、まず公募増資が挙げられる。しかし、公募増資を行うとしても現在の時価に近い金額で必要額の調達ができるかは定かではなく、結果的に既存株主の利益に悪影響を与える結果となる可能性も否定できない。

また株主割当増資については、株主のどの程度が増資の引受けに応じるのか合理的な予測が困難であるから、資金調達の確実性という観点からは採用しにくい方式である。

さらに、本第三者割当のように本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権に分けることなく、必要調達額全体を株式の第三者割当のみで賄うことも理論的にはあり得るが、実際にはそのような割当を引き受ける意向を示している者は存在しないから、そのような理論的な可能性に過ぎない他の選択肢があることをもって本第三者割当の相当性を否定する理由にはならない。

#### イ 増資以外の方法との比較

増資以外の方法として、まず本新株予約権を、全て行使価額を固定した新株予約権とする方法も考えられるが、実際にはそのような割当を引き受ける意向を示している者は存在しない上、そのような方法で新株予約権を発行すると、将来的に株価が下がった場合には、新株予約権が行使されない結果、一切資金調達ができないこととなり、資金調達の確実性を損ねてしまう。

続いてライツ・オファリングについては、コミットメント型ライツ・オファリングについては実績が少ない手法である上、実際に引き受け手が存在するわけでもないから、現実的な採用可能性に乏しい。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、上記アで述べた株主割当増資と同様の問題点があるから、これを採用しないという当社の判断にも合理性が認められる。

最後に借入又は社債のみによる資金調達は、当社の財務健全性を低下させ、今後の借入余力を縮小させる可能性があることから採用しなかったとのことであり、当社の財務状況に鑑みれば、当社によるこのような判断も合理的であると考えられる。

#### ウ 小括

確かに、当社からみれば、株式のみの新規発行の方が、資金が確実に調達できるという点でメリットがあり、新株予約権の場合は株式と比べて資金調達が確実とはいえないという点は否定できない。

もっとも、本第三者割当においては、本新株予約権付社債をその内容に加えることによって、当初の時点で調達額満額の支払いを得ることが可能になっており、これは資金調達の確実性という点で、株式と同様のメリットを当社にもたらすものであるといえる。これに対して、本新株予約権付社債については、(当初に全額が払い込まれることとのトレードオフではあるが)発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を増加させて財務体質に悪影響を及ぼす上、償還時点で多額の資金流出が起きることになるというリスクがある。ただし、本新株予約権付社債においては、そのようなリスクに配慮していわゆるMSCBとして設計がされており、新株予約権の行使価額を都度修正することで新株予約権の行使を促す仕組みになっており、これにより財務体質への影響を軽減させつつ、下限行使価額を設けることで大幅な希薄化が生じることを避ける工夫もされているから、資金調達の確実性、財務体質への影響及び既存株主の保護のバランスを取った資金調達手法であるといえる。

このほか、本第三者割当においては、本新株予約権もその内容に含まれているが、本新株予約権は、株価下落時の資金調達余地を確保しつつ、株価が上昇した場合も行使価額を上方修正して調達資金を増額させる余地が確保されているから、行使価額を固定した新株予約権とする方法よりも資金調達の確実性に配慮がされた資金調達方法であるといえる。なお、本第三者割当と同時に、当社は第3回新株予約権の取得と消却も想定しているが、これは第3回新株予約権においては下限行使価額が発行時の当社の株価と同水準で設定されていたこともあり、その後の株価の推移に照らして行使が進まなかったという事情があることを受けて行われるものである。

これに対して、本新株予約権では、( )下限行使価額が発行時の当社の株価よりも低い水準で設定されるので、第3回新株予約権と比べても、行使により当社にキャッシュインがある可能性を合理的に維持した建付になっている。

さらに、本新株予約権については、( )行使コミット条項(行使コミット期間における行使を割当先に対して義務づけるもの)を設ける一方で、( )一定の期間を除き、割当予定先は、制限超過行使を行うことができず、当社は、割当予定先による当該制限超過行使を行わせないこととするほか、( )本新株予約権の行使により急激な株価の下落が懸念されるような事態に備えて、行使停止指定条項も設けられている。加えて、( )本新株予約権については、いわゆるMSワラントとなっているが、その行使価額は、当社の株価に連動して、下方修正も上方修正もあり得る建付となっている。

このように、本新株予約権においては、上記( )や( )の仕組みを通じて、企図していた資金調達が行われることの確実性を担保するとともに、( )、( )及び( )といった条項を設けることによ

り、本新株予約権の行使を通じた当社の株式が短期間に大量に発行・譲渡されることによる大幅な株価下落の抑制も図られているから、資金調達の確実性のみならず既存株主の利益にも配慮された手法といえる。

以上のとおり、本第三者割当においては、資金調達の確実性を担保するための諸施策が採用されており、上記1で述べたとおり、当社には資金調達の具体的な必要性が認められることからすると、本第三者割当のスキームは相当なものであるといえる。また、財務体質への影響や既存株主の利益にも配慮する形で本第三者割当のスキームが構築されていることも本第三者割当のスキームの相当性を認める根拠といえる。

したがって、現状の当社の置かれた状況に鑑み、上記のような当社の説明内容に、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点も見当たらないため、当委員会としては、他の資金調達手段との比較という観点において、本第三者割当の相当性が認められると考える。

## (2) 割当予定先の選定理由及び払込みの確実性

### ア 割当予定先の選定理由

当委員会は、当社が本第三者割当の割当予定先を選定した理由について、まず本株式、第2回新株予約権付社債及び本新株予約権の割当先であるLCAO、MAP246及びBEMAPについては、いずれもLCAMが運用を行っているファンドであり、LCAO及びMAP246については当社の第3回新株予約権の割当先となった実績があること等から適切と考えられる旨の説明を受けた。

次に、第1回新株予約権付社債の割当先であるG Pファンドについては、成長ステージ企業の経営支援に高い実績を有するグロースパートナーズが管理・運用を行っていること及び今回の第1回新株予約権付社債の引受けを通じてグロースパートナーズと当社との間で本業務資本提携を実施することからみて、第1回新株予約権付社債の割当先として選定することが適切と考えられる旨の説明を受けた。

さらに、本新株予約権の割当先であるバリュアアップ・ファンドについては、当社の筆頭株主(当社の株式の40%以上を実質的に保有)であり、当社の事業や今後の課題に関する理解度が高い先であることや、バリュアアップ・ファンドを運用するアリスタゴラ・アドバイザーズが当社の目指す終活プラットフォーム構想等の方向性に親和的な分野への専門的知見を有していること等からみて、本新株予約権の割当先として選定することが適切と考えられる旨の説明を受けた。

このほか、当社は、LCAM関係者、G Pファンド関係者及びバリュアアップ・ファンド関係者が反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、LCAM関係者及びG Pファンド関係者については当社から、バリュアアップ・ファンド関係者については本第三者割当の検討にあたって起用したアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を通じて、第三者調査機関に調査を依頼し、その結果、これらの者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係の有している旨の報告はなかった。以上のことから、当社はこれらの者が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出している。

上記のような割当予定先の選定の経緯及び反社会的勢力に該当しないことの確認については、不合理な点は見当たらず、当社が本第三者割当の引受先としてLCAO、MAP246及びBEMAP、G Pファンド並びにバリュアアップ・ファンドを選定したことは、相当と認められる。

### イ 払込みの確実性

払込みの確実性について、当社はまずLCAO、MAP246及びBEMAPからは、監査済み財務書類及び保有財産の裏付けとなるプライム・ブローカーの残高証明書を確認しているほか、資金拠出を確約するコミットメントレターを受領した。

次に、G Pファンドについては、取引銀行に係る口座残高の写しを受領した。

さらに、バリュアアップ・ファンドについては、同ファンド名義の預金通帳の写しを受領して、当初の払込に要する資金を確認するとともに、バリュアアップ・ファンドのスキームの説明を受けて、本新株予約権の行使に要する資金についても確認を行った。

以上のような確認を経て、当社は、本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しており、その判断に不合理な点は見当たらない。

したがって、払込みの確実性の観点からも、割当予定先の選定についての相当性が認められる。

### (3) 発行条件の相当性

#### ア 本株式について

新株の発行は、発行価額によっては、既存株主と新株主との間の経済的な利害対立を生じさせることがあり得るから、新たに発行される株式の払込金額がこれを引き受ける者にとって特に有利な金額であれば、上場会社においても、株主総会の特別決議が必要となる（会社法第199条第3項、第201条第1項）。

その上で、払込金額が特に有利な金額であるか否かの判断は、公正な金額を基準とし、著しく低い金額で発行されているかにより行われるが、当社株式のように市場価格のある株式については、公正な金額とは、募集株式の効力発生日に最も近接した日の株式の市場価格を指すと考えるのが合理的である。ただし、市場価格のある株式の場合、市場における需要と供給のバランスの問題から、発行後に一定程度株価が下がることも合理的に想定される。そのため、判例上も、資金調達必要性と既存株主の経済的利益の保護の調和の観点から、時価を基準として払込金額を決める場合に、時価を一定程度ディスカウントした形で払込金額を決めることも合理的と考えられている。

また、日本証券業協会の自主ルールである「第三者割当増資の取扱いに関する指針（平成22年4月1日）」（以下「日証協指針」という。）は、発行価額を発行決議の直前日の市場価格に0.9を乗じた額以上とすることを求めており、10%のディスカウントを許容している。なお日証協指針は、「直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均価額」をディスカウントする際の基準とすることも認めている。

日証協指針は法令ではないものの、日本証券業協会は金融商品取引法に基づく自主規制機関として証券業界における慣習を定立する存在であり、実際にも上場会社による第三者割当増資において一般的に広く採用されているルールであるほか、他に同程度の一般性を有するルールも存在しない。

以上のような判例及び日証協指針を踏まえて、多くの裁判例が日証協指針に準拠した新株発行であれば原則として有利発行に該当しないと解している。

このことからすれば、本第三者割当においても、この日証協指針に照らして発行条件の相当性を検証することが合理的であると考えられる。

そこで本第三者割当について検討すると、本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2026年4月15日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値から10%ディスカウントされたものである。

本株式について、このような払込金額となった経緯については、当社からは、本株式の割当予定先との価格交渉において、当社と本株式の割当予定先との間で、割当の規模、当社の株式の過去一定期間の株価、流動性等を総合的に勘案し、割当株式数及び合理的な払込金額について協議した結果、合意したものと説明を受けた。

この点については、割当予定先が大規模な金額での本第三者割当を引き受ける以上、割当予定先は当社について相当程度リスクを引き受けることになるから、発行価額について相応のディスカウントが行われることは不合理では無く、そのディスカウント率も、日証協指針に合致しており、特段不合理なものでは無いと考えられる。

以上より、本株式の払込金額は、日証協指針に沿ったものであり、有利発行には該当しないものと考えられる。なお、当社において、本第三者割当についての決定を行う取締役会に出席する当社監査役3名（うち2名が社外監査役）全員が、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本株式の発行が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見を表明することが予定されている。

#### イ 本新株予約権付社債について

本新株予約権付社債には新株予約権が付されているところ、株式と同様、新株予約権の払込金額が新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額であるときは、上場会社においても、新株予約権の発行に当たり、株主総会の特別決議が必要となる（会社法第238条第3項第2号、第240条第1項）。

その上で、払込金額が特に有利な金額であるか否かの判断については、裁判例及び学説上、新株予約権自体の公正な価額をオプション評価モデルにより算定し、新株予約権の払込金額がこれに見合っているか否か（すなわち、発行時点におけるその新株予約権の金銭的評価を著しく下回る対価で会社が新株予約権を発行するものであるか否か）を判断基準とする考え方が有力である。

これを本C B第三者割当についてみると、当社は本新株予約権付社債に付された新株予約権の評価を、当社及び本新株予約権付社債の割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼した。これを受けて同社は、当社に提出した本評価報告書において、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上

で、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権付社債に付された新株予約権の評価を実施した。

また、赤坂国際会計は、本新株予約権付社債に付された新株予約権の評価を行うにあたり、評価基準日の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮して、各種パラメータ(当社普通株式の株価、ボラティリティ、権利行使期間、リスクフリーレート、配当率、市場リスクプレミアム及びクレジット・コスト等)に一定の前提を置いているが、こうしたパラメータの採用理由は、客観的な根拠や、一般的に当該パラメータにおいて評価実務上引用される統計資料に基づくものであり、採用されたパラメータに不自然な点は見当たらない。

以上からすれば、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、当該評価においては、( )第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債の発行価額が、それぞれの各本新株予約権付社債の評価レンジの範囲内にあるのみならず、( )第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債に付された新株予約権のみを切り離して検証した場合でも、それぞれの各本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価が、当該新株予約権についての公正な価値の範囲内にある。

なお、本新株予約権付社債のうち第1回新株予約権付社債については、社債の金額100円につき金100円を発行価額とし、利率が0.5%とされているのに対して、第2回新株予約権付社債については、社債の金額100円につき金90円を発行価額とする一方で無利息とされている。このように本新株予約権付社債の社債部分については第1回新株予約権付社債と第2回新株予約権付社債とで違いはあるものの、いずれかが当社に著しく有利であるとか不利であるといったものではなく、それぞれ本C B第三者割当を受ける者との交渉によって決定したものであるから、このような違いがあることが本C B第三者割当の相当性を損なうものではない。

このほか、本新株予約権付社債の新株予約権部分に関しては、第1回新株予約権付社債については、当初転換価額が発行直前の1か月の平均株価の95%に相当する額に設定されるとともに、転換価額の修正の判断も第1回C B修正日ごとに第1回C B修正日まで(当日を含む。)の20連続取引日の終値の平均値をもって行われ、ただし、転換価額は下方にのみ修正される建付になっており、下限転換価額は当初転換価額の55%に設定されている。これに対して、第2回新株予約権付社債については、当初転換価額が発行決議日の前日終値の90%に相当する額に設定されるとともに、転換価額の修正の判断も第2回C B修正日ごとに第2回C B修正日の直前取引日の終値をもって行われ、ただし、転換価額は上方にも下方にも修正される建付になっており、下限転換価額は当初転換価額の70%に設定されている。

このように、本新株予約権付社債の新株予約権部分のディスカウント率や参照終値に違いはあるが、まず参照終値の違いについては、( )参照終値として一定の期間の平均値を取るか特定の日の終値を取るかは一長一短があるところで、どちらが常に望ましいというものではないこと、( )第1回新株予約権付社債と第2回新株予約権付社債とでは割当先が異なり、それぞれの割当先としても異なるポリシーを有する中で投資判断を行うのであり、参照終値が異なる結果となること自体は不合理なことではないこと、( )当社によれば、第2回新株予約権付社債については特定の日の終値を参照することで、前後の株価の動向から逸脱した額となる可能性も否定はできないものの、当社の財務状況に鑑みれば第2回新株予約権付社債は速やかに資本への転換が進むことが望ましいところ、転換価額が下方に修正されたとしても、資本への転換が進む蓋然性が高まることを考慮すれば特に不合理ではないと考えたとのことであり、第2回新株予約権付社債が第1回新株予約権付社債とは異なり、いわゆるアンダーパーで発行されることからみても、こうした説明には合理性があることからすれば、参照終値の違いについての当社の整理も妥当であると考えられる。

次いでディスカウント率については、( )当初転換価額については、それぞれの新株予約権付社債が参照した数値の95%及び90%というもので、(新株予約権に直接適用されるものではないものの)本株式会社について検討をした際に言及した日証協指針に照らしても不合理な水準ではないこと、( )下限転換価額についても、当社によれば、本新株予約権の下限行使価額の水準を上回っていることや、類似の新株予約権付社債の発行例と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えているとのことであり、当社の説明には具体的な根拠が伴っていること、( )本新株予約権付社債については本新株予約権とは異なり当初に金額の払込みを受けるという当社のメリットがあることを勘案すれば、ディスカウント率についての当社の整理も妥当であると考えられる。

したがって、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行価額は、発行時点における本新株予約権付社債に付された新株予約権の金銭的評価を著しく下回るものではないから、本新株予約権付社債の発行は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えられる。

#### ウ 本新株予約権について

本新株予約権についても、有利発行に該当すれば株主総会の特別決議が必要となること及び有利発行に該当するか否かの判断については、新株予約権自体の公正な価額をオプション評価モデルにより算定し、新株予約権の払込金額がこれに見合っているか否かを判断基準とする考え方が有力であることは、上記イと同様である。

これを本新株予約権第三者割当についてみると、当社は本新株予約権の評価についても赤坂国際会計に依頼した。これを受けて同社は、上記イと同様、本新株予約権の評価を行うにあたり、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施している。

また、赤坂国際会計は、上記イと同様、本新株予約権の評価を行うにあたり、各種パラメータに一定の前提を置いているが、こうしたパラメータの採用理由は、客観的な根拠や、一般的に当該パラメータにおいて評価実務上引用される統計資料に基づくものであり、採用されたパラメータに不自然な点は見当たらない。

以上からすれば、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の払込金額は、当該算定結果である評価額と同額(すなわち、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて算出した公正価額と同額)で決定されている。

したがって、本新株予約権の発行価額は、発行時点における本新株予約権の金銭的评价を著しく下回るものではないから、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えられる。

## エ 小括

上記アからウのほか、当社の監査役3名(うち2名が社外監査役)全員が当社取締役会に対し、本株式の発行が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見、本新株予約権付社債の発行条件が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見及び本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見を表明する予定である。

以上のような諸点からすれば、本株式、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権のいずれについても、有利発行に該当せず、発行条件の相当性が認められる。

## (4) 希薄化の程度

### ア 本第三者割当で生じる希薄化

本株式の発行による新規発行株式数1,067,900株に、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式数6,487,201株及び本新株予約権が当初行使価額で全て行使された場合に交付される株式数17,098,200株を合算した総株式数は24,653,301株(議決権数246,533個)であり、2026年3月31日現在の当社の発行済株式総数17,393,505株に対する比率は141.74%(小数点以下第三位を四捨五入)、同日現在の当社の議決権総数(173,788個)に対する比率は141.86%(小数点以下第三位を四捨五入)に相当する。

そのため、本第三者割当により、当社の普通株式に相当の希薄化が生じることになる。

### イ 希薄化についての検討

上記のとおり、本第三者割当は、当社の普通株式に一定の希薄化を生じさせるものではあるが、上記のとおり、他の資金調達方法との比較では本第三者割当による本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行には相当性が認められることからすると、この方法によれば既存株式の一定の希薄化は免れ得ない。

また、本第三者割当は、1.で詳述したとおり、当社において具体的に想定されている資金需要を満たすために行われるものであり、本第三者割当は、中長期的には、希薄化を上回る当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものが企図されているものである。

とすれば、本第三者割当により生じ得る希薄化及び株価下落のリスクを考慮しても、既存株主は、希薄化が生じてもそれによる損失を回復させるに足る効果が見込まれる(すなわち、当社の企業価値及び株主価値の向上により、それを上回るシナジーを享受できると見込まれる)という点で、本第三者割当は、既存株主の利益にも資するものである。

このほか、本第三者割当による手取金の資金使途として想定されている金額は、合計で約3,240百万円であるところ、本第三者割当による調達金額は、本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に加え、本新株予約権が当初の行使価額で予定どおり全て行使された場合には、発行諸費用を除くと約2,536百万円である。そうすると、本第三者割当による調達金額は、必要性に応じた出資とみることができ、不必要な程度に既存株主の株式の希薄化を生じさせるものではない。

さらに、本新株予約権については、行使価額の修正があり得るものの、行使価額の下限が決められており、かつ、当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能である。さらに、制限超過行使を行うことができないものとされることで、当社が本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、当社の判断で一時的な株式価値の希薄化による株価への影響を抑える仕組みも講じられている。これらの工夫により、既存株主の想定範囲を超えるような大幅な希薄化が生じることを防ぐことができるスキームとなっている。

以上のような点からすれば、本第三者割当による株式の希薄化の規模及び流通市場への影響は、既存株主にとっても合理的であって、やむを得ないものと考えられる。

(5) 本第三者割当の相当性を補強するその他の事情

上記のほかに、本第三者割当の相当性を補強する事情として、下記のような点が挙げられる。

当社は、当社の社外役員2名及び独立した専門家1名の計3名により構成される委員会である当委員会を組成し、本第三者割当の必要性及び相当性の検討を依頼している。当委員会のような第三者委員会(M&A指針でいう特別委員会)は、利益相反構造のあるM&A全般において参照されているM&A指針においても、公正性担保措置として高く評価されており(M&A指針3.2.1参照)、第三者委員会が本第三者割当の必要性及び相当性を検証していることは、本第三者割当の相当性を補強する事情であると認められる。

当社取締役会は、意思決定につき、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業の弁護士から助言を受けており、弁護士による独立した専門的助言を取得したと認められる(M&A指針3.3.1参照)。このことは、本第三者割当の手続が公正に行われていることを推認させる事情といえる。

当社は、上記のとおり、第1回新株予約権付社債及び第2回新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権の評価について赤坂国際会計からの評価を取得しているところ、当該評価の作成者である赤坂国際会計は当社との間で独立性を有しており(M&A指針3.3.2.3)、赤坂国際会計の評価は、独立した第三者評価機関による価値算定(M&A指針3.3.2参照)であると認められる。

M&A指針は、M&Aへの賛否等を決定する取締役会決議においては、会社法上、議決に加わることができない「特別の利害関係を有する取締役」に留まらず、一定の利害関係を有する取締役等を除外する等、可能な限り支配株主から独立した立場で検討・交渉等を行うことを提唱している(M&A指針3.2.6)。この点、当社の本第三者割当に係る取締役会決議においては、当社の取締役のうち、バリューアップ・ファンドの業務執行組合員であるアリスタゴラ・アドバイザーズの代表取締役を兼務している篠田丈氏に加え、同社の取締役を兼任している三宅哲夫氏も、利益相反のおそれを排除する観点から、本第三者割当に係る当社取締役会における審議及び決議に参加していない。当社においては、その上で、他の出席取締役の全員一致により、本第三者割当の実施につき取締役会決議を行っており、当該取締役会において、当社の監査役全員が本第三者割当に異議がない旨の意見を述べている。このことは、M&A指針が指摘するように、会社法所定の範囲を超えて利益相反管理を徹底したものと評価できる上に、本第三者割当に関する公正性担保措置が有効に機能したことを推認させるものと考えられる。

M&A指針では、株主に対して、取引の妥当性等についての判断に資する重要な判断材料を提供することが推奨されている(M&A指針3.6.1)。本第三者割当でも、当社プレスリリースにおいて、本第三者割当の目的及び理由、資金調達方法の特徴及び選択理由(メリット・デメリットを含む)、他の資金調達方法との比較、調達する資金の具体的な使途、発行条件等の合理性(希薄化に対する考え方を含む)並びに割当予定先の選定理由等について、詳細な開示が行われており、株主に対する情報開示は充実しているものと認められる。

## (6) 小括

上記(1)から(5)で検討してきたとおり、本第三者割当は他の資金調達手段と比べても相当性が認められるほか、割当予定先の選定(払込みの確実性を含む。)の相当性及び発行条件の相当性も認められる。

さらに、本第三者割当の希薄化の程度も合理的であってやむを得ないものと認められるほか、上記(5)で述べたような、本第三者割当の相当性を補強する事情も認められる。

以上のとおりであるから、本第三者割当には、相当性が認められる。

### 3. 本新株予約権第三者割当のうちバリュウアップ・ファンドを割当予定先とするものについての少数株主に対する不利益性の有無

#### (1) 本新株予約権第三者割当における利益相反性

本新株予約権第三者割当の割当予定先の一つであるバリュウアップ・ファンドは当社の親会社であるため、バリュウアップ・ファンドに対する本新株予約権の割当では支配株主との重要な取引等に該当する。

そのため、当社がバリュウアップ・ファンドに対する本新株予約権の割当てを行うことについての決定をする場合には、東京証券取引所の企業行動規範に基づいて、当該決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関して、支配株主からの独立性を有する者による意見の入手が必要である(有価証券上場規程第441条の2)。

そして、本新株予約権第三者割当を実行しようとするに当たって、バリュウアップ・ファンドとしてはできるだけ低い価額で本新株予約権を引き受けようとするインセンティブが生じ、少数株主としてはできるだけ高い金額で本新株予約権を引き受けてもらうことで自己の保有する株式の希薄化の程度を低減させたいというインセンティブが生じるから、バリュウアップ・ファンドと少数株主との間で利益相反関係が生じ得る状況にある。

#### (2) 当委員会として踏まえるべき規律

上記のように、バリュウアップ・ファンドに対する本新株予約権の割当てについては構造的な利益相反関係が認められるが、既に本意見書でも述べたとおり、M&A指針は、利益相反構造のあるM&A取引全般に通底する問題意識を踏まえたガイドラインであり、第三者割当増資においても適用の余地があるものとされている(M&A指針3頁の脚注2)。

そこで、当委員会として、東京証券取引所の企業行動規範に基づく検討を行うに当たっては、M&A指針を基本的な準則とすることが妥当であると考え。ただし、M&A指針は、直接的にはMBOや親会社による上場子会社の完全子会社化の案件に適用される指針であることから、第三者割当においても性質上妥当する範囲内で参照するのが適切であると考えられる。

具体的には、M&A指針は、望ましいM&Aであるか否かに当たって、下記の2つの原則(M&A指針2.3)が充足されているか否かの観点から検証する必要があるものとしており、当委員会としても、本新株予約権第三者割当においてもこのようなアプローチが妥当するものと考え。

企業価値の向上

公正な手続を通じた一般株主利益の確保

#### (3) 検討

##### ア 企業価値の向上

まずバリュウアップ・ファンドに対する本新株予約権の割当てが企業価値の向上に資するものであると考えられるか否か(言い換えれば、バリュウアップ・ファンドに対する本新株予約権の割当ての目的が合理的であるか)については、既に本意見書の第4の1において、( )本第三者割当を実施する理由・背景、( )資金使途の合理性について、詳細に検討してきたとおりである。

これらの検討からすれば、バリュウアップ・ファンドに対する本新株予約権の割当てを含む本新株予約権第三者割当が、その目的において合理的なものであり、また、当社の企業価値の向上に資するものであると認められる。

##### イ 手続の公正性

次にM&A指針は、手続の公正性を判断するに当たり、有用な公正性担保措置を列記しており、具体的には、(TOB特有の項目等、本第三者割当には適用できないものを除くと)( )特別委員会による検討、( )法務アドバイザーからの助言の取得、( )第三者評価機関からの価値算定の取得、( )マーケット・チェック、及び( )充実した情報開示が挙げられている(M&A指針第3章)。

このうち( )については、本意見書の第4の2(5)において述べたとおり、当委員会が設けられていることが挙げられるほか、当社が親会社との取引における少数株主の利益の保護のために従来から設けている、社外取締役2名及び社外監査役2名の計4名で構成する特別委員会からも、バリュウ

アップ・ファンドに対する本新株予約権第三者割当てについて諮問を行い、当社がバリュアアップ・ファンドに対する新株予約権の割当てについての決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の答申を得ている。

次に( )については、本意見書の第4の2(5)において述べたとおり、当社は弁護士による独立した専門的助言を取得している。

続いて( )については、本意見書の第4の2(5)において述べたとおり、当社は独立した第三者評価機関による価値算定を取得している。

さらに、( )については、本第三者割当ては、本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権それぞれについて、異なる者に対して割当てを行うものである。ここからも、当社が本第三者割当ての実施のために複数の候補者に検討を依頼したことが認められ、市場に対して潜在的な割当て先の有無を検討したことが認められる。

最後に( )については、本意見書の第4の2(5)において述べたとおり、当社プレスリリースにおいて充実した開示が行われているものと認めることができる。

なお、さらに付言すると、本第三者割当てを決定する際の当社の取締役会においては、本意見書の第4の2(5)において述べたとおり、当社の取締役のうち、バリュアアップ・ファンドの業務執行組合員であるアリストゴラ・アドバイザーズの代表取締役を兼務している篠田丈氏に加え、同社の取締役を兼任している三宅哲夫氏も、利益相反のおそれを排除する観点から、本第三者割当てに係る当社取締役会における審議及び決議に参加していない。

このように、当社においては、三宅哲夫氏に関しても本第三者割当てに係る当社取締役会における審議及び決議に参加しておらず、会社法上も特別利害関係を有すると整理される者(篠田丈氏)よりも広い範囲で利害関係者を当社における決議から排除し、当社内での意思決定のプロセスの公正性を維持している。

#### ウ 条件の妥当性

上記イの手の公正性とは別個に、M & A指針においては、当委員会のような第三者委員会(M & A指針でいう特別委員会)は、条件(対価)の相当性についても検討すべき旨が記載されているので(M & A指針3.2.2)、この点についても検討する。

もっとも、この点については、本意見書の第4の2(1)から(4)において詳細に検討したとおり、( )発行条件については本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権のいずれについても認められる上に、( )割当て先選定の理由及び払込の確実性についても恣意性や懸念は特段認められず、( )他の資金調達との比較においても本第三者割当ては相当性を有しており、また( )希薄化が行われるというデメリットは存在するが、不必要な程度の希薄化を生じさせるものではない。

したがって、バリュアアップ・ファンドに対する本新株予約権第三者割当てにおいて、条件(対価)の相当性は確保されているものと認められる。

#### (4) 小括

上記(1)から(3)で検討してきたとおり、本新株予約権第三者割当てのうちバリュアアップ・ファンドに対する本新株予約権の割当ては支配株主との重要な取引等に該当するが、その適正性を審査するに当たって有用なM & A指針の各種の規律に照らしても、企業価値の向上及び公正な手続を通じた一般株主利益の確保のいずれの観点からも、懸念すべきような事項は見当たらない。

以上のとおりであるから、当社が本新株予約権第三者割当てのうちバリュアアップ・ファンドに対する本新株予約権の割当てについての決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第59期事業年度)及び半期報告書(第60期中)(以下「当該有価証券報告書等」といいます。)に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年4月16日)までの間において、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2026年4月16日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出について

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第59期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年4月16日)までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

(2025年7月1日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

2025年6月27日開催の当社第59期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役として、尾上正幸、服部聡昌、古内耕太郎、渡邊将志、勝又夕紀、藪田晃彰、三宅哲夫の7氏を選任する。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役として、砂田有史氏を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、鈴木邦彦氏を選任する。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役及び退任監査役に対し、一定の基準に従って退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案				(注)1	
尾上 正幸	84,734	443	1		可決(99.40%)
服部 聡昌	84,791	386	1		可決(99.50%)
古内 耕太郎	84,788	389	1		可決(99.50%)
渡邊 将志	84,788	389	1		可決(99.50%)
勝又 夕紀	84,751	426	1		可決(99.40%)
藪田 晃彰	84,790	387	1		可決(99.50%)
三宅 哲夫	84,791	386	1		可決(99.50%)
第2号議案				(注)1	
砂田 有史	84,799	378	1		可決(99.50%)
第3号議案				(注)1	
鈴木 邦彦	84,757	420	1		可決(99.50%)
第4号議案				(注)2	
	82,536	2,641	1		可決(96.80%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても、出席株主の議決権の数に算入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前営業日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第59期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第60期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月17日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

株式会社ニチリョク

取締役会 御中

### 監査法人ハイビスカス 東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 阿部 海輔  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 森崎 恆平  
業 務 執 行 社 員

#### < 財務諸表監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニチリョクの2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチリョクの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年3月期に営業損失を計上し、2025年5月に第三者割当による増資を実施したものの、先行きの不透明感が払拭できず、依然として資金の手元流動性の確保に支障が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

##### 強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されている通り、会社は、2025年4月15日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式の発行及び新株予約権の発行を決議し、2025年5月1日付で全額の払い込みが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

##### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

##### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ニチリョクの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ニチリョクが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の決算・財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は全て財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

## 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年 11月 14日

株式会社ニチリョク

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス  
北海道札幌市

指 定 社 員 公認会計士 堀 俊介  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北村 ルミ子  
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニチリョクの2025年4月1日から2026年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチリョクの2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。